

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	町田市 地方税務事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は地方税務事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町田市情報セキュリティポリシー

1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

評価実施機関名

町田市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年9月1日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税務事務
②事務の内容 ※	町田市は、「地方税法」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(以下「公金受取口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1. 個人住民税賦課事務 その年の1月1日(賦課期日)に町田市に住所を有する者又は町田市に住所を有していないが事業所や家屋敷を有する者(以下「個人住民税課税対象者」という。)に対して確定申告書や個人住民税の申告書、給与支払報告書等の資料情報(以下「個人住民税課税資料」という。)に基づき賦課決定を行い、税額の通知を行う。 2. 軽自動車税(種別割)賦課事務 その年の4月1日(賦課期日)に町田市を定置場とする原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を有する所有者(以下「軽自動車税(種別割)課税対象者」という。)に対して軽自動車税(種別割)申告書(報告書)、軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書、軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書や減免申請書等の資料情報(以下「軽自動車税(種別割)課税資料」という。)に基づき賦課決定を行い、税額の通知を行う。 3. 固定資産税・都市計画税賦課事務 その年の1月1日(賦課期日)に町田市に土地、家屋又は償却資産を所有している者(以下「固定資産税課税対象者」という。)に対して、その固定資産評価額及び償却資産申告書や減免申請書等の資料情報(以下「固定資産税課税資料」という。)に基づき賦課決定を行い、税額の通知を行う。 4. 収納・滞納管理事務 賦課された税に対する収納・還付・充当等の管理及び滞納者に対する滞納情報の管理を行う。 5. 証明書交付事務 請求に基づき課税・非課税証明書、納税証明書、固定資産税証明の交付を行う。 6. 情報連携事務 納税者の宛名情報の特定や突合のための共通宛名情報の管理及び税務情報を必要とする各業務への情報連携機能の管理を行う。また、番号法第9条第1項別表24の項に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者(以下「行政機関等」という。)への情報照会及び税務情報提供のための中間サーバーの管理を行う。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税務システム								
②システムの機能	本システムの主な機能は次のとおり。 - 個人住民税賦課事務に関する機能 - 個人住民税課税対象者及び市外被扶養者（以下「個人住民税課税対象者等」という。）並びに特別徴収義務者の把握機能 - 収入・所得・控除情報の把握・管理機能 - 個人住民税課税資料の情報管理機能 - 賦課徴収の決定（税額の通知）機能 - 納税通知書等の帳票発行機能 - 軽自動車税（種別割）賦課事務に関する機能 - 課税客体（登録車両）等の軽自動車の所有者の把握機能 - 軽自動車税（種別割）課税資料の情報管理機能 - 賦課徴収の決定（税額の通知）機能 - 納税通知書等の帳票発行機能 - 固定資産税・都市計画税賦課事務に関する機能 - 課税客体（土地・家屋・償却資産）等の固定資産の所有者の把握機能 - 固定資産税課税資料の情報管理機能 - 賦課徴収の決定（税額の通知）機能 - 納税通知書等の帳票発行機能 - 収納・滞納管理事務に関する機能 - 収納情報の把握・管理機能 - 還付・充当等を行う機能 - 滞納情報の把握・管理機能 - 証明書交付事務に関する機能 - 各種証明書（課税・非課税・納税証明書・固定資産税証明）の発行機能 - 情報連携事務に関する機能 - 宛名情報の把握・管理機能 - 税務情報を必要とする各業務への情報連携機能 - 宛名システム兼連携システムとの連携機能 - コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付（課税・非課税証明書）のための連携機能								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[☒] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[☒] その他 （ 課税支援システム、申請管理システム</td> <td>）</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[☒] 宛名システム等	[] 税務システム	[☒] その他 （ 課税支援システム、申請管理システム	）
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[☒] 宛名システム等	[] 税務システム								
[☒] その他 （ 課税支援システム、申請管理システム	）								

システム2～5

システム2	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、地方共同法人地方税共同機構が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査システム(eLTAX)で受領する。 ・審査システム(eLTAX)には、 ①個人住民税:給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、異動届等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、他自治体との間で寄附金税額控除に係る申告特例通知を送付及び受領する。 ②固定資産税(償却資産):償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。 ③事業所税:事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 等の機能がある。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))
システム3	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方共同法人地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxで申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。 ・国税連携システム(eLTAX)には、 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、他自治体との間で住民登録外課税通知を送付及び受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))

システム4

①システムの名称	課税支援システム	
②システムの機能	本システムの主な機能は以下のとおり。 ・宛名情報取込機能 ・課税資料情報取込機能 ・社会保険料収納情報取込機能 ・給与支払報告書・年金支払報告書情報入力機能 ・確定申告・住民税申告情報入力機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()	

システム5

①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税について、オンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ サービス検索・電子申請機能 ）

システム6～10

システム6

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	本システムの主な機能は次のとおり。 1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）

3. 特定個人情報ファイル名	
税務ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	1. 個人住民税賦課事務 公平公正な賦課決定を行うにあたって、個人住民税課税対象者の所得情報、各種控除に係る情報を正確に把握する必要がある。また、個人住民税課税資料、扶養情報、生活保護受給者情報、障がい者情報等の名寄せを確実に行う必要がある。 2. 軽自動車税(種別割)賦課事務 公平公正な賦課決定を行うにあたって、軽自動車税(種別割)課税対象者の登録情報を正確に把握する必要がある。 3. 固定資産税・都市計画税賦課事務 公平公正な賦課決定を行うにあたって、固定資産税課税対象者の申告情報を正確に把握する必要がある。また、所有者の名寄せを確実に行う必要がある。 4. 収納・滞納管理事務 収納情報の管理及び滞納情報の管理を行うにあたって、各個人の収納状況、滞納状況及び各種調査結果等の情報を正確に把握する必要がある。 5. 証明書交付事務 確実な証明書交付にあたって、各税情報の特定と名寄せを正確に行う必要がある。 6. 情報連携事務 行政機関等への情報照会や税情報の提供を正確に行う必要がある。
②実現が期待されるメリット	・町田市保有の情報と行政機関等から入手した情報を突合させることでよりの確かつ公平公正な課税につながる。 ・行政機関等と税情報を連携することで、納税者が証明書取得のために要している申請等の行政手続を簡略化でき、納税者の利便性が向上される。 ・申告された税情報を電算処理し、納税者がマイナポータルで自己の税情報を確認することにより、現状把握が効率的に行えるようになる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項別表24の項、135項 ・第9条第2項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に地方税関係情報が含まれる項(48の項) ・第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(160の項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市民税課、資産税課、納税課
②所属長の役職名	財務部市民税課長、資産税課長、納税課長
8. 他の評価実施機関	
—	

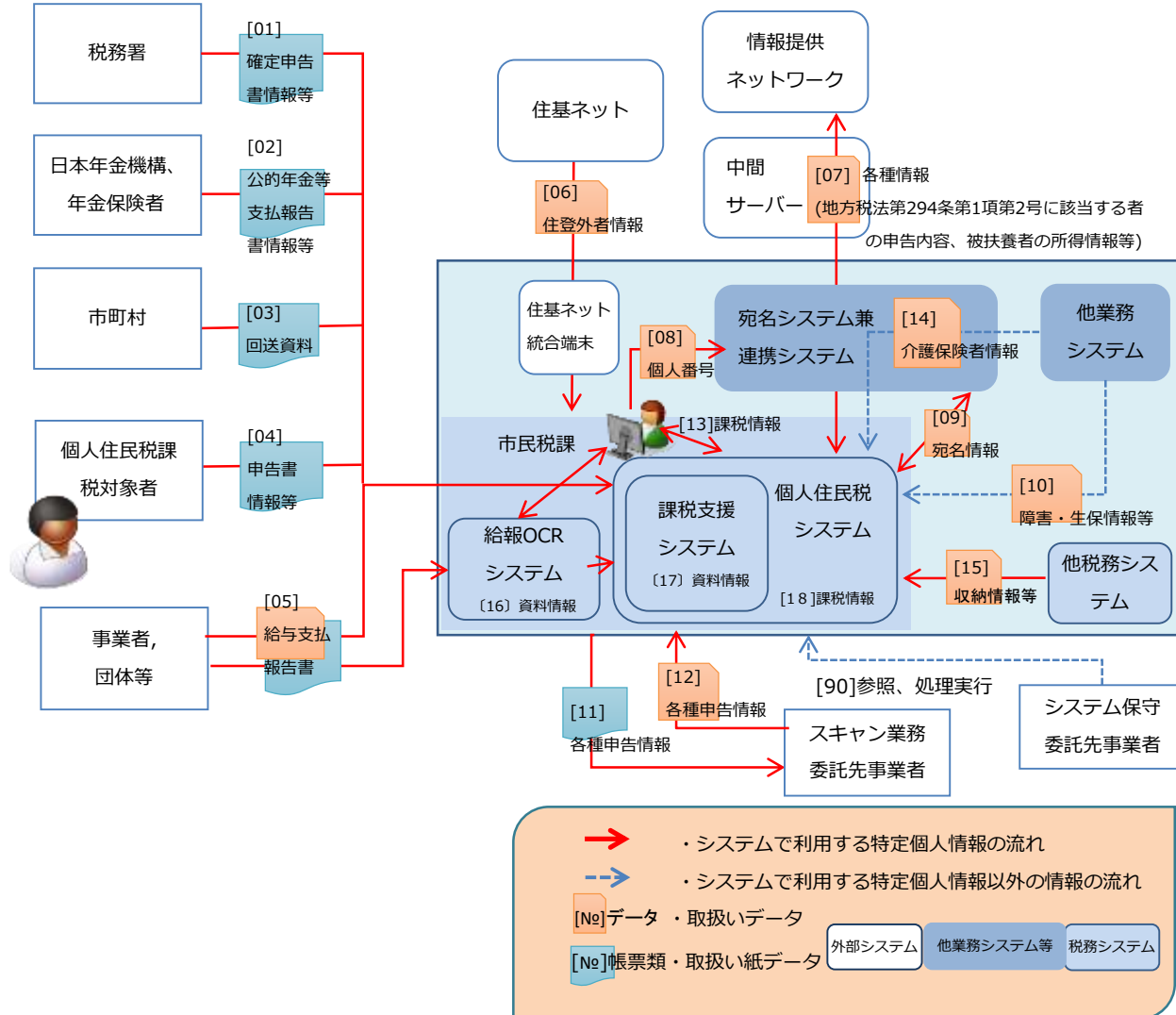
(別添1) 事務の内容

添付資料のとおり

(備考)

(別添1) 事務の内容

○申告データ入手～課税処理まで (eLTAX※提供分を除く)



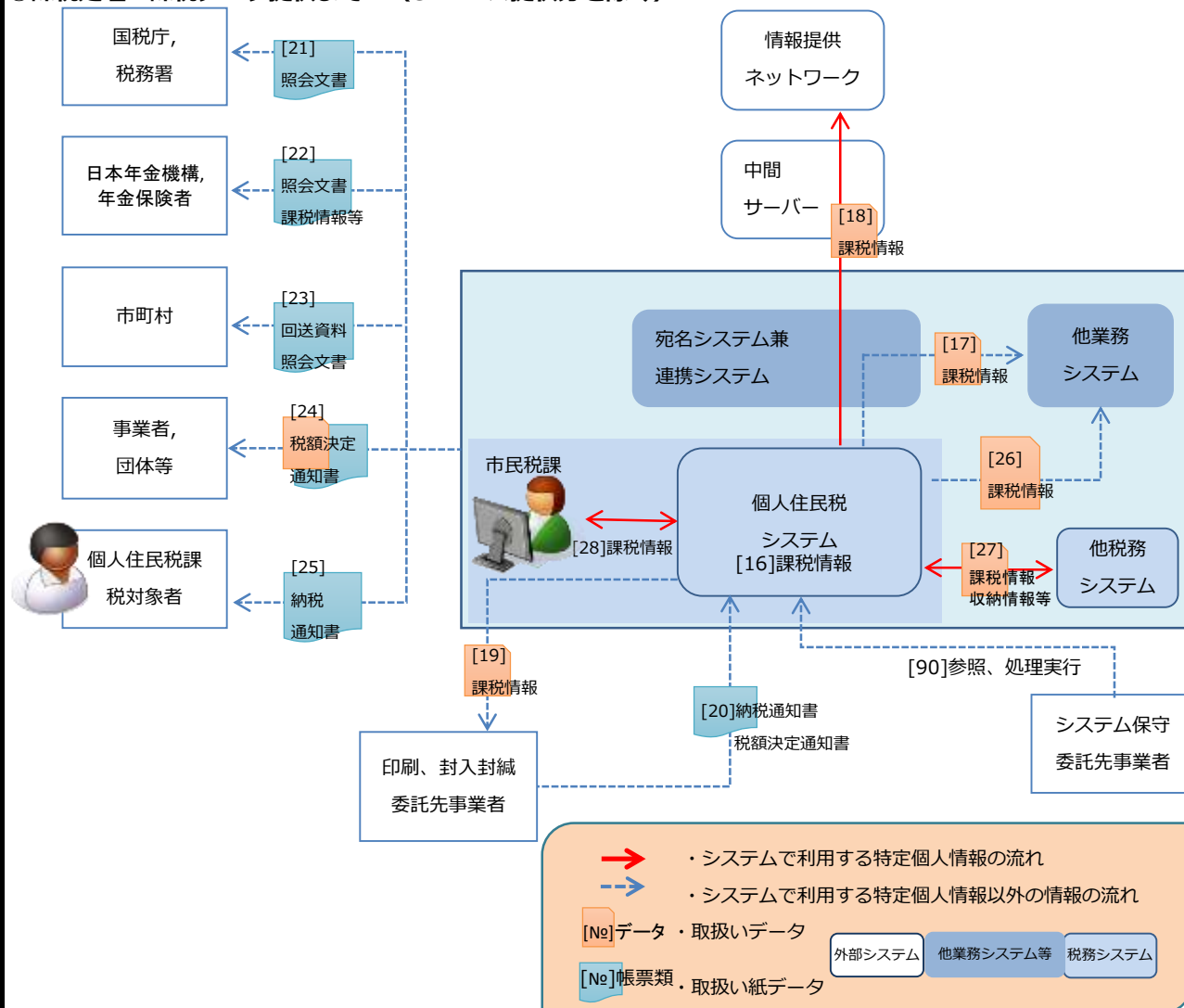
(説明)

- [01] 紙媒体にて、税務署より確定申告書情報等を入力する。
- [02] 紙媒体にて、日本年金機構（厚生労働大臣）、年金保険者より公的年金支払報告書情報を入力する。
- [03] 紙媒体にて、市町村（特別区を含む。）（以下「市町村」という。）より回送資料を入力する。
- [04] 個人住民税課税対象者より個人住民税の申告書情報等を入力する。
- [05] 紙媒体及び光ディスク等にて、事業所、団体等より給与支払報告書を入力する。
- [06] 住基ネット統合端末より住登外者情報を照会する。
- [07] 情報提供ネットワークより宛名システム兼連携システム、中間サーバーを介して情報入手する。
(地方税法第294条第1項第2号に該当する者の申告内容、被扶養者の所得情報等)
- [08] 住登外者の番号情報を登録、更正する。
- [09] 宛名システム兼連携システムより住登内者の宛名、世帯情報を入力、宛名システム兼連携システムへ住登外者の情報を登録する。
- [10] 他業務システムより生活保護・障害者関係情報等を入力する。
- [11] スキャン業務委託先事業者へ個人住民税課税資料（[01,02,03,04,05]にて取得）を提供する。
- [12] スキャン業務委託先事業者よりスキャンデータを入力する。
- [13] 個人住民税システム、課税支援システム、給報OCRシステムを参照、更正する。
- [14] 他業務システムより宛名システム兼連携システムを介して介護保険者情報を入力する。
- [15] 他税務システムより収納情報等を入力する。
- [16] 給与支払報告書をデータ化し、資料情報を作成する。
- [17] 資料情報を作成する。
- [18] 課税情報を作成する。
- [90] システム保守委託先事業者にて個人住民税システムを参照、処理を実行する。

※審査システム及び国税連携システム（eLTAX）経由の事務の内容（詳細）については「審査システム及び国税連携システム（eLTAX）に係る事務」を参照

(別添1) 事務の内容

○課税処理～課税データ提供まで (eLTAX※提供分を除く)

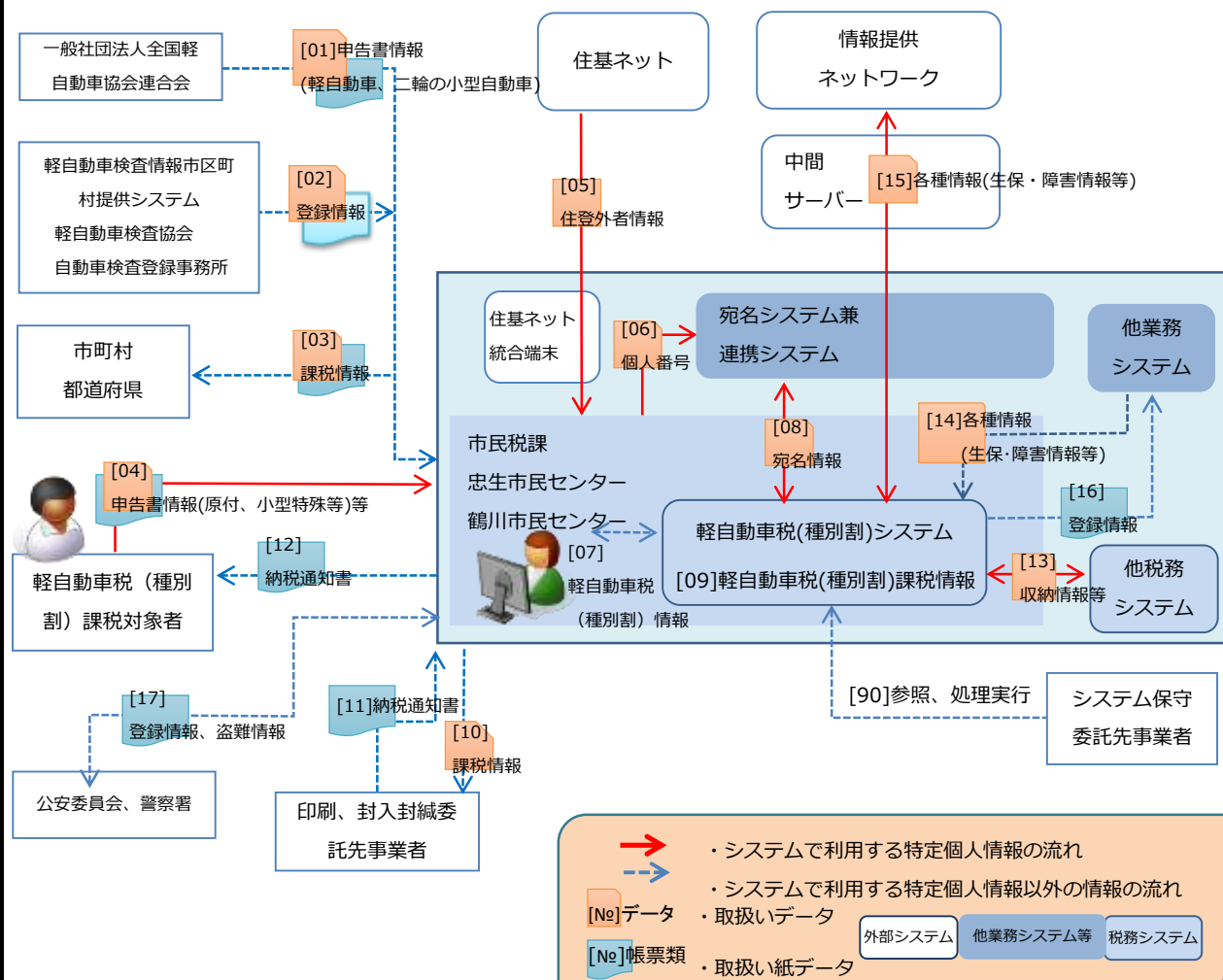


(説明)

- [16] 課税情報を作成する。
- [17] 他業務システムへ宛名システム兼連携システムを介して課税情報を提供する。
- [18] 宛名システム兼連携システム、中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムへ課税情報を提供する。
- [19] 印刷、封入封緘委託先事業者へ納税通知書情報、税額決定通知書情報を提供する。
- [20] 印刷、封入封緘委託先事業者より納税通知書、税額決定通知書を受領する。
- [21] 紙媒体にて国税庁、税務署へ照会文書の回答を提供する。
- [22] 紙媒体にて日本年金機構(厚生労働大臣)へ照会文書の回答、課税情報等を提供する。
- [23] 紙媒体にて市町村より照会文書の回答を入手する。また市町村へ回送資料、照会文書の回答を提供する。
- [24] 紙媒体及び光ディスク等により事業所、団体等へ税額決定通知書を送付する。
- [25] 個人住民税課税対象者へ納税通知書を送付する。
- [26] 他業務システムへ課税情報を提供する。
- [27] 他税務システムより収納情報等を入手する。また他税務システムへ課税情報を提供する。
- [28] 個人住民税システムを参照・更正する。
- [90] システム保守委託先事業者にて個人住民税システムを参照、処理を実行する。

※審査システム及び国税連携システム (eLTAX) 経由の事務の内容 (詳細) については「審査システム及び国税連携システム (eLTAX) に係る事務」を参照

(別添1) 事務の内容

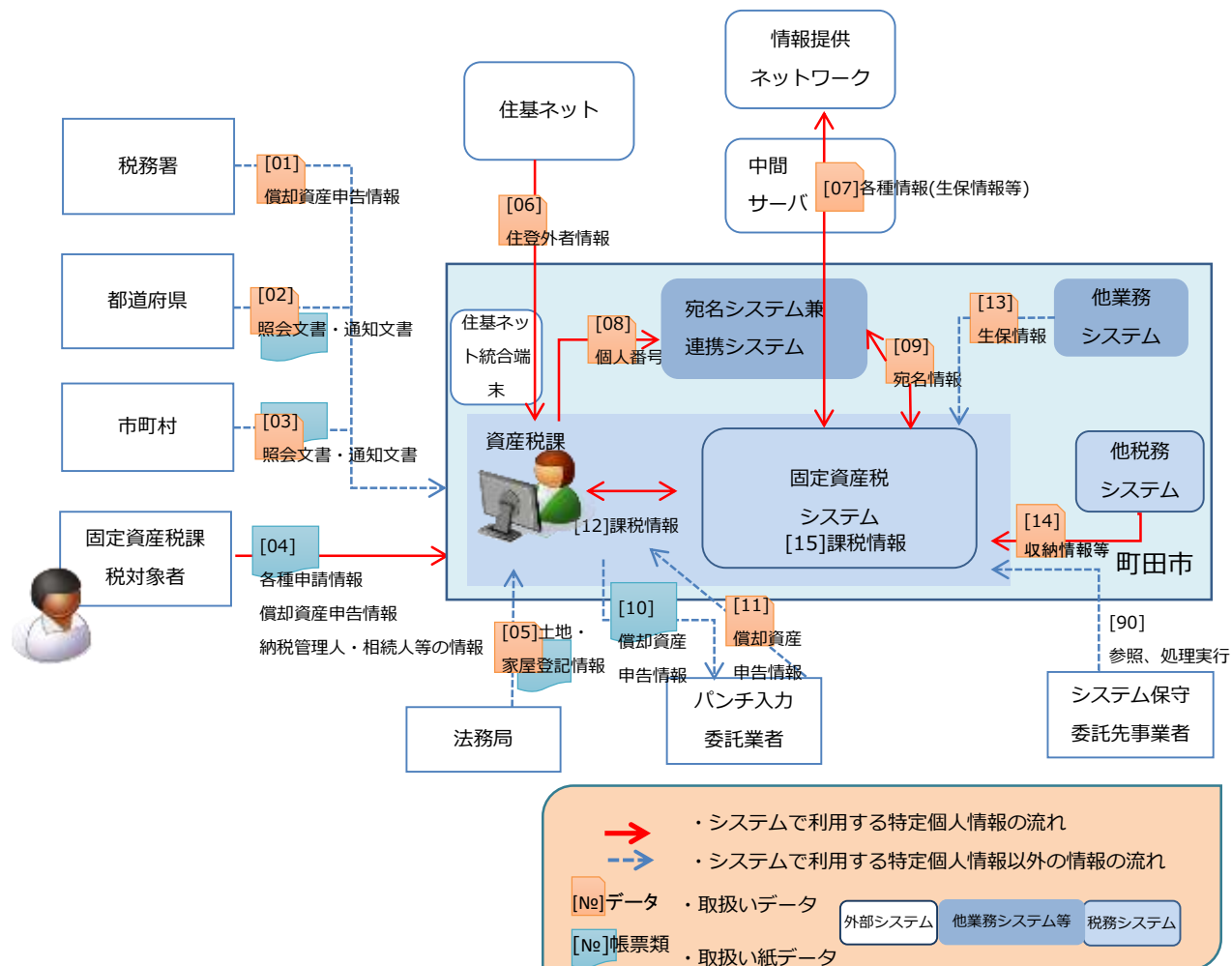


(説明)

- [01] 一般社団法人全国軽自動車協会連合会を経由し申告書情報を入手する。
- [02] 軽自動車検査情報市区町村提供システム、軽自動車検査協会、自動車検査登録事務所より車両の登録情報を入手する。
- [03] 市町村・都道府県より課税情報、照会文書の回答を入手する。また市町村、都道府県へ課税情報、照会文書の回答を提供する。
- [04] 軽自動車税(種別割)課税対象者より申告書情報(原付、小型特殊、減免等)等を入力する。
- [05] 住基ネット統合端末より住登外者情報を照会する。
- [06] 番号情報を登録、更正する。
- [07] データ入力委託先事業者が軽自動車税(種別割)課税資料を入力する。ただし、忠生、鶴川各市民センターでは特定個人情報は扱わない。
- [08] 宛名システム兼連携システムより宛名、世帯の情報を入手、宛名システム兼連携システムへ宛名の情報を登録する。
- [09] 課税情報を作成する。
- [10] 印刷、封入封緘委託先事業者へ納税通知書情報を提供する。
- [11] 印刷、封入封緘委託先事業者より納税通知書を受領する。
- [12] 軽自動車税(種別割)課税対象者へ納税通知書を送付する。
- [13] 他税務システムより情報(収納情報等)を入手し、課税情報を提供する。
- [14] 他業務システムより生活保護・障害者関係情報等を入力する。
- [15] 情報提供ネットワークより宛名システム兼連携システム、中間サーバーを介して生活保護・障害者関係情報等情報を入手する。
- [16] 他業務システムへ登録情報、照会があった回答文書を提供する。
- [17] 警察署より車両の盗難情報を入手し、公安委員会、警察署へ登録情報を提供する。
- [90] システム保守委託先事業者にて軽自動車税(種別割)システムを参照、処理を実行する。

(別添1) 事務の内容

○データ入手～課税処理まで



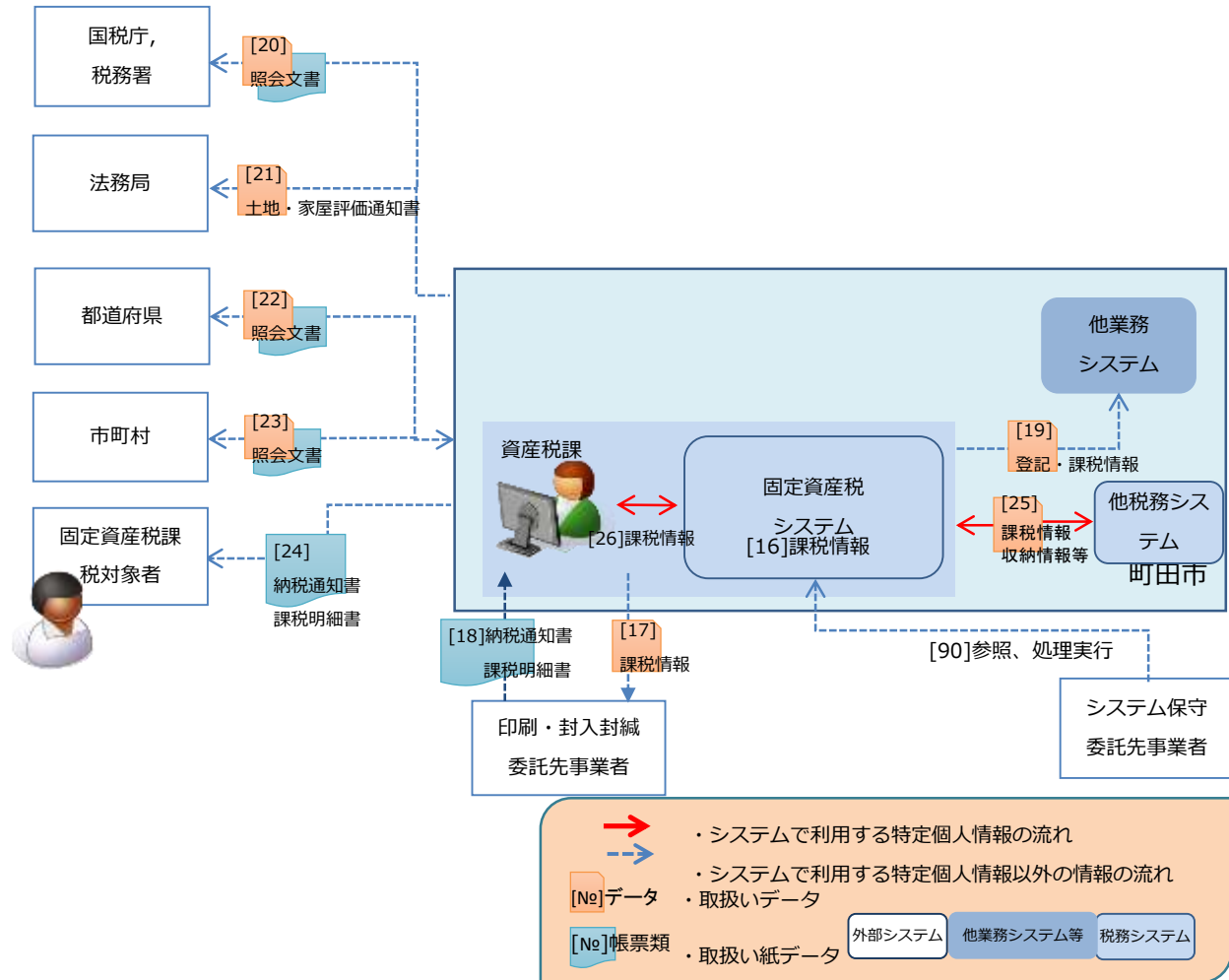
(説明)

- [01] 税務署より償却申告書情報を入手する。
- [02] 都道府県より照会文書および通知文書を入手する。
- [03] 市町村より照会文書および通知文書を入手する。
- [04] 各種の申出・申請情報、償却資産申告情報、納税管理人/相続人情報を入手する。
- [05] 法務局より土地・家屋の登記情報を入手する。
- [06] 住基ネット統合端末より住登外者情報を照会する。
- [07] 情報提供ネットワークより宛名システム兼連携システム、中間サーバーを介して生活保護情報を入手する。
- [08] 番号情報を登録、更正する。
- [09] 宛名システム兼連携システムより住登内者の宛名、世帯の情報を入手、宛名システム兼連携システムへ住登外者の情報を登録する。
- [10] パンチ入力委託先事業者へ償却資産申告情報(01,02,03,04で取得)を提供する。
- [11] パンチ入力委託先事業者よりパンチデータを入手する。
- [12] 固定資産税システムを参照、更正する。
- [13] 他業務システムより生活保護情報を入手する。
- [14] 他税務システムより収納情報等を入手する。
- [15] 課税情報を作成する。
- [90] システム保守委託先事業者にて固定資産税システムを参照、処理を実行する。

※審査システム（eLTAX）経由の事務の内容（詳細）については審査システム及び国税連携システム（eLTAX）に係る事務」を参照

(別添1) 事務の内容

○課税処理～課税データ提供まで

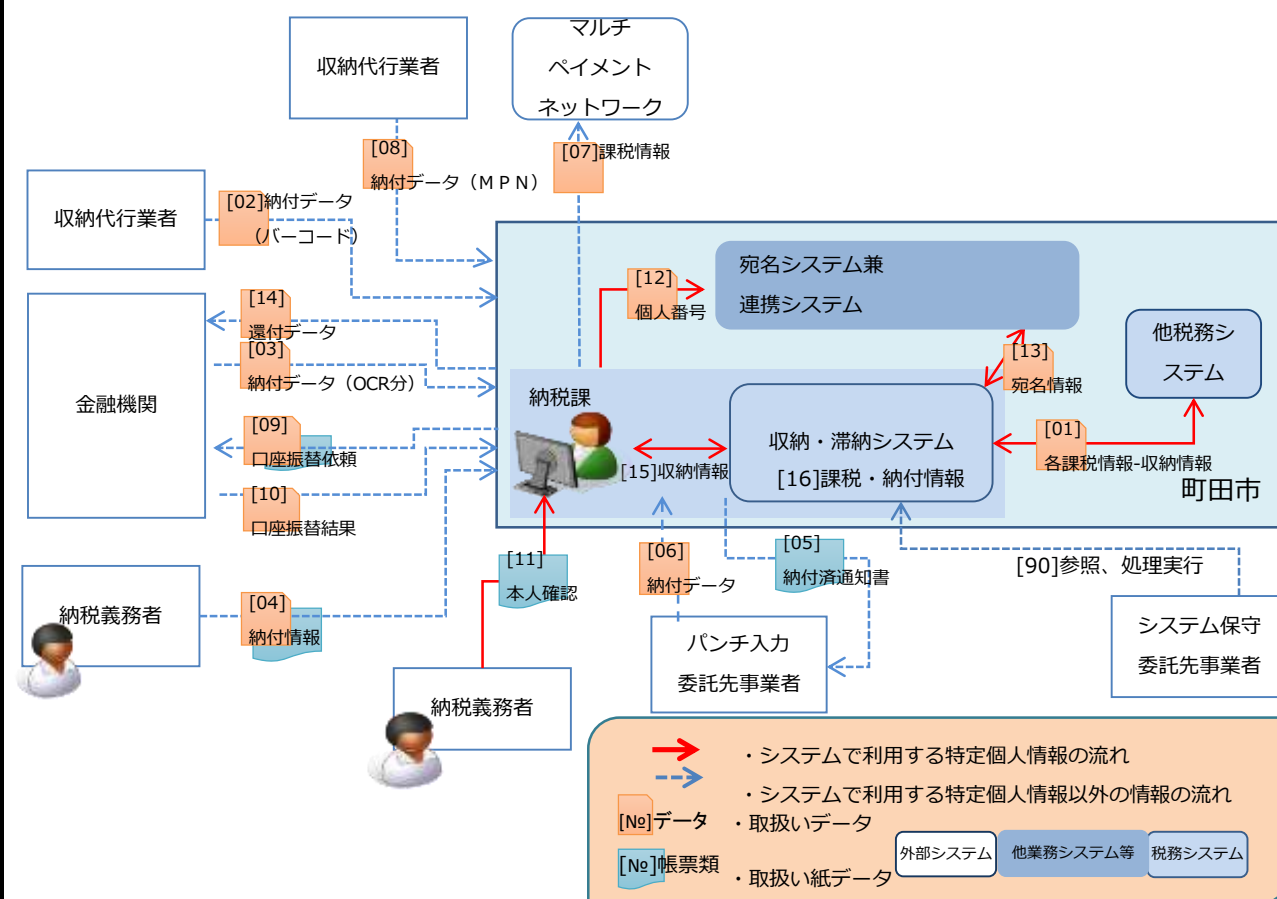


(説明)

- [16] 課税情報を作成する。
- [17] 印刷・封入封緘委託先事業者へ納税通知書、課税明細書情報を提供する。
- [18] 印刷・封入封緘委託先事業者から納税通知書、課税明細書を受領する。
- [19] 他業務システムに登記情報・課税情報を提供する。
- [20] 国税庁、税務署へ課税是正情報、照会文書の回答を提供する。
- [21] 法務局に土地・家屋評価通知書を提供する。
- [22] 都道府県より照会文書の回答、不動産取得通知を入手する。また都道府県へ照会文書の回答、不動産取得通知を提供する。
- [23] 市町村より照会文書の回答を入手する。また市町村へ照会文書の回答を提供する。
- [24] 固定資産税課税対象者（個人、事業者、団体等）へ納税通知書、課税明細書を送付する。
- [25] 他税務システムより収納情報等を入手する。また他税務システムへ課税情報を提供する。
- [26] 固定資産税システムを参照・更正する。
- [90] システム保守委託先事業者にて固定資産税システムを参照、処理を実行する。

(別添1) 事務の内容

○課税情報取得～納付情報取得まで

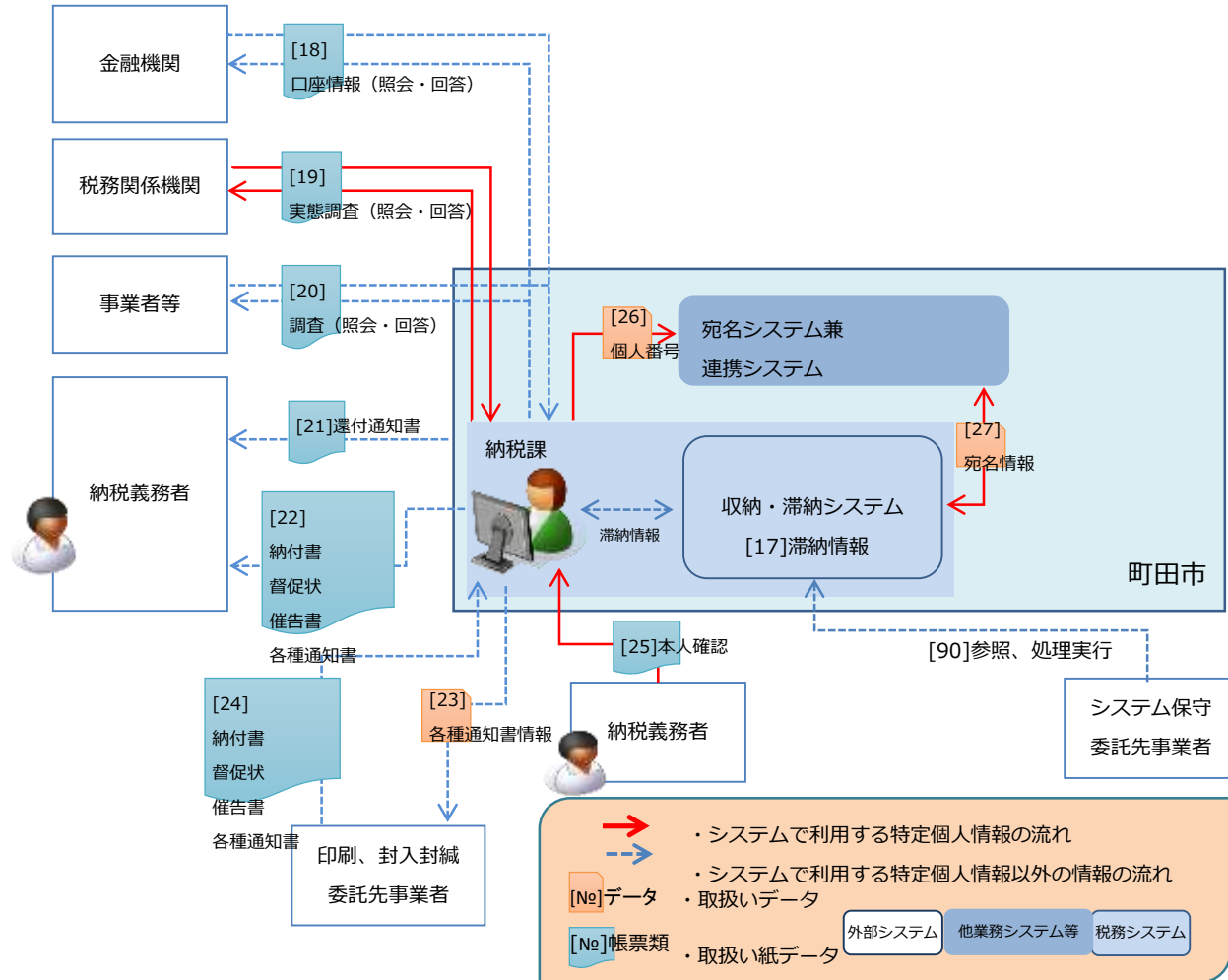


(説明)

- [01] 他賦課システムより課税情報を入手し、収納情報を提供する。
- [02] 収納代行業者より、コンビニ納付情報を入手する。
- [03] 金融機関よりOCR納付情報を入手する。
- [04] 納税義務者より窓口にて納付情報を入手する。
- [05] パンチ入力委託先事業者へ納付済通知書を提供する。
- [06] パンチ入力委託先事業者よりパンチデータを入手する。
- [07] マルチペイメントネットワークへ課税情報を提供する。
- [08] 収納代行業者より、MPN納付情報を入手する。
- [09] 金融機関へ口座振替依頼情報を提供する。
- [10] 金融機関より口座振替結果情報を入手する。
- [11] 納税義務者より本人確認資料を入手する。
- [12] 番号情報を更正する。
- [13] 宛名システム兼連携システムより宛名、世帯の情報を入手する。
- [14] 還付情報を金融機関へ提供する。
- [15] 収納情報を照会・更正する。
- [16] 納付状況の管理を行う。
- [90] システム保守委託先事業者にて収納・滞納システムを参照、処理を実行する。

(別添1) 事務の内容

○調査～滞納管理まで

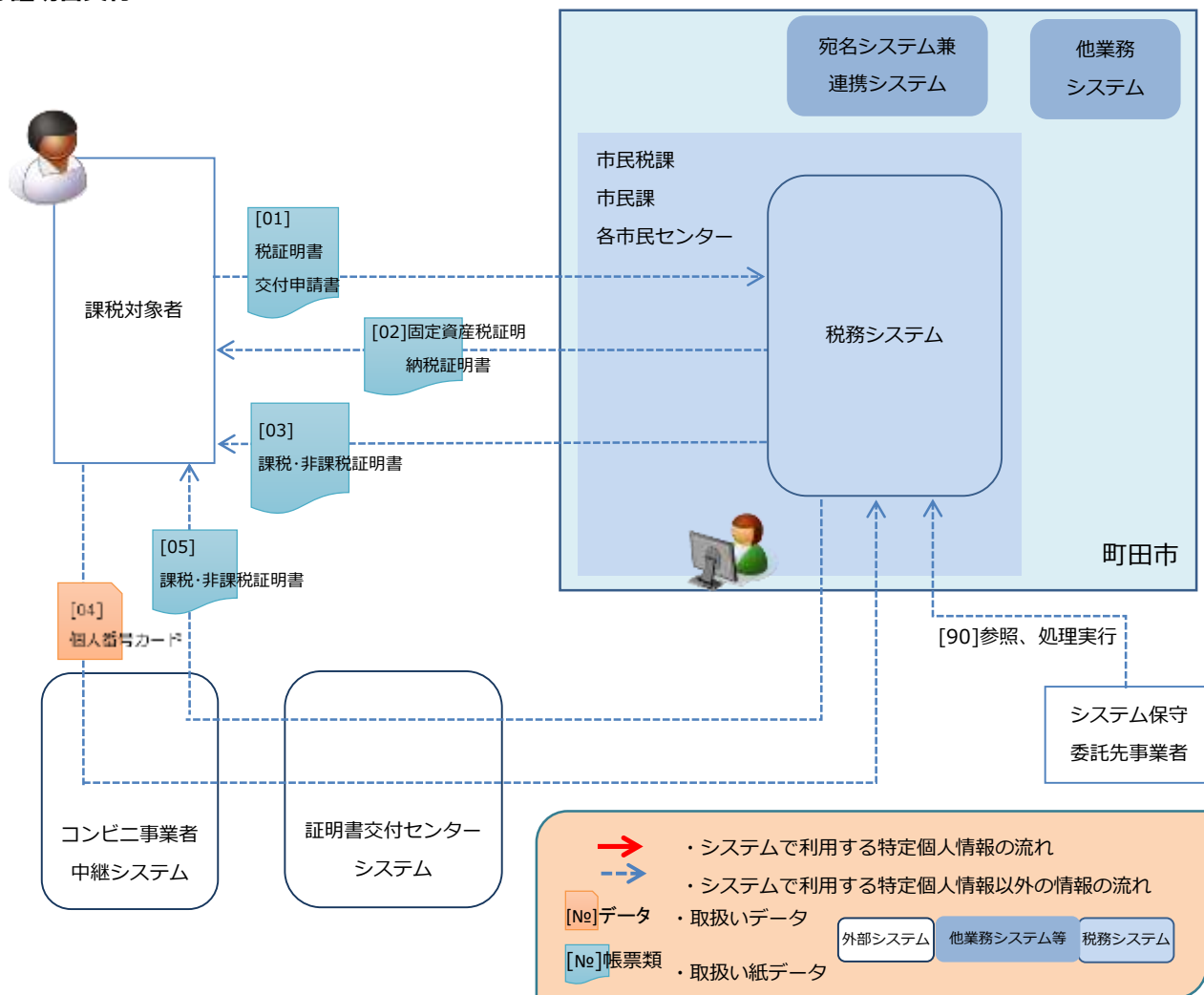


(説明)

- [17] 滞納管理・処分を行う。
- [18] 金融機関へ口座情報の照会し、回答を入手する。
- [19] 税務関係機関（国・都道府県・市区町村）へ実態調査の照会し、回答を入手する。
- [20] 事業者等へ調査し、回答を入手する。
- [21] 納税義務者へ還付通知書を送付する。
- [22] 納税義務者へ各種通知書を送付する。
- [23] 印刷、封入封緘委託先事業者へ各種通知書情報を提供する。
- [24] 印刷、封入封緘委託先事業者にて作成した各種通知書を受領する。
- [25] 納税義務者より本人確認資料を入手する。
- [26] 番号情報を更正する。
- [27] 宛名システム兼連携システムより宛名、世帯の情報を入手する。
- [90] システム保守委託先事業者にて収納・滞納システムを参照、処理を実行する。

(別添1) 事務の内容

○証明書交付



(説明)

[01] 税証明書交付申請書を受領する。受領する窓口となる部署は以下のとおり。

市民税課
市民課（町田駅前連絡所・木曽山崎連絡所・玉川学園前連絡所を含む）
忠生市民センター
鶴川市民センター（鶴川駅前連絡所を含む）
南市民センター
なるせ駅前市民センター
堺市民センター
小山市民センター

[02] 固定資産税証明・納税証明書を交付する。

[03] 課税・非課税証明書を交付する。

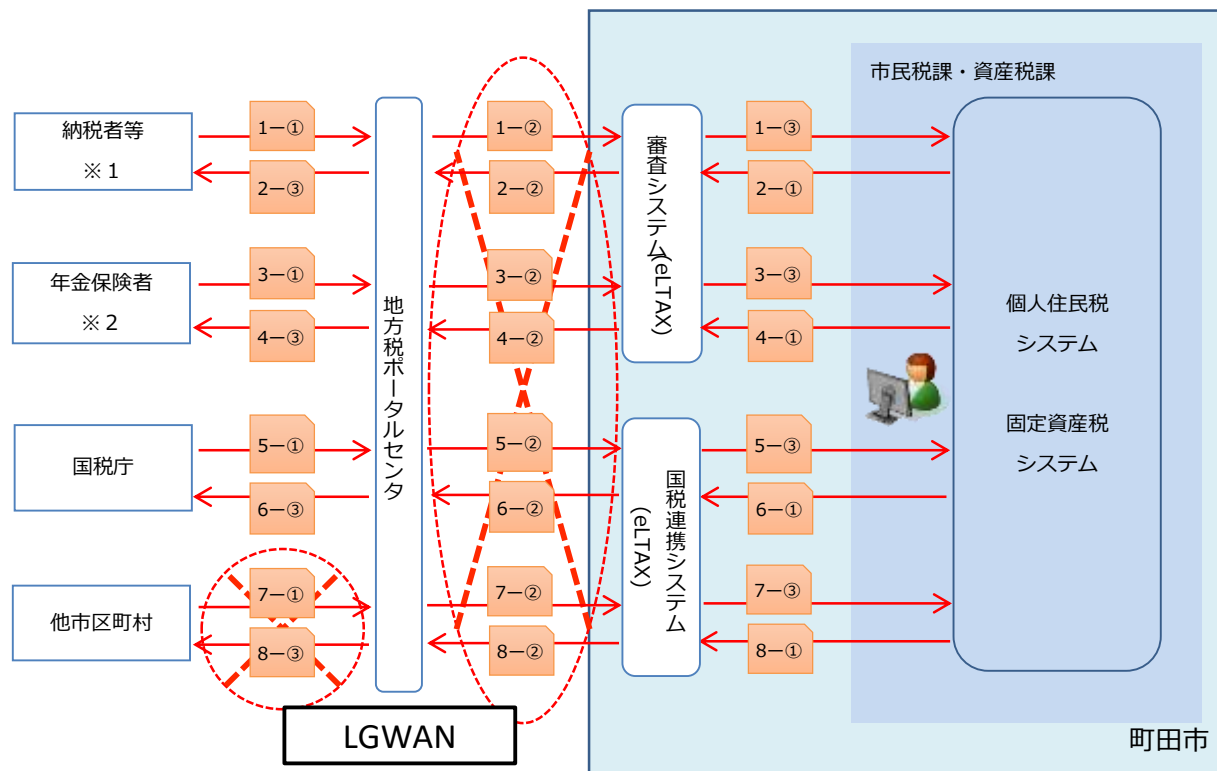
[04] コンビニで個人番号カードを読み込み、コンビニ事業者中継システム・証明書交付センターシステムを介してデータを送付する。

[05] 証明書交付センターシステム・コンビニ事業者中継システムを仲介して課税・非課税証明書を交付する。

[90] システム保守委託先事業者にて税務システムを参照、処理を実行する。

(別添1) 事務の内容

○審査システム及び国税連携システム (eLTAX) 経由の事務



※1 納税者の代理人(税理士等)、給与支払者、公的年金等支払者(ただし、※2を除く。)を含む。

※2 公的年金等支払者のうち、

・厚生労働大臣(日本年金機構)

・厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団

・地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会

※なお、公的年金等支払報告書は、厚生労働大臣(日本年金機構)及び地方公務員共済組合連合会を経由せずに提出される。



・システムで利用する特定個人情報の流れ

[No] データ

・取扱いデータ

外部システム

他業務システム等

税務システム

（備考）

地方税の賦課徴収等に関する事務に必要な給与支払報告書等の提出、固定資産税（償却資産）、事業所税の申告、各種申請・届出、所得税申告書等に関するデータの入手、提供については、法令等に基づいて地方共同法人地方税共同機構（以下「地方税共同機構」という）を通じて行っている。

【審査システム（eLTAX）】

- 1 納税者等からの申告書等データ、給与支払報告書データ、公的年金等支払報告書データ、各種申請・届出データの受領
 - 1－① 納税者等が作成した申告書等データ等が、インターネット回線を通じて地方税ポータルセンタ（eLTAX）に送信される。
 - 1－② 審査システム（eLTAX）は、申告書等データ等を地方税ポータルセンタ（eLTAX）からLGWANを通じて取得する。
 - 1－③ 審査システム（eLTAX）から、申告書等データ等を取得し、税務システムに格納する。
- 2 給与支払者への特別徴収税額通知データの送信
 - 2－① 特別徴収税額通知データを作成し、審査システム（eLTAX）に格納する。
 - 2－② 審査システム（eLTAX）は、特別徴収税額通知データをLGWANを通じて地方税ポータルセンタ（eLTAX）に送信する。
 - 2－③ 地方税ポータルセンタ（eLTAX）は、特別徴収税額通知データを給与支払者のメッセージボックスに格納する。また、格納した旨のメールを給与支払者に送信する。（給与支払者は、メッセージボックスで当該データを確認し、ダウンロード、印刷等をする。）

※納税者等には、納税者の代理人（税理士等）、給与支払者、公的年金等支払者（ただし、以下3及び4の年金保険者を除く。）を含む。

- 3 年金保険者からの公的年金等支払報告書データ、特別徴収対象者情報の通知データ、特別徴収税額通知の処理結果通知データ、特別徴収結果通知データ、特別徴収停止通知の処理結果通知データの受領
 - 3－① 年金保険者が公的年金等支払報告書データ等を記録したDVDを作成し、施錠した容器に収納の上、宅配便貨物により又は持参により地方税共同機構に提出する。地方税共同機構は、受領したDVD内の公的年金等支払報告書データ等を地方税ポータルセンタ（eLTAX）に格納する。
 - 3－② 審査システム（eLTAX）は、公的年金等支払報告書データ等を地方税ポータルセンタ（eLTAX）からLGWANを通じて取得する。
 - 3－③ 審査システム（eLTAX）から、公的年金等支払報告書データ等を取得し、税務システムに格納する。
- 4 年金保険者への特別徴収税額通知データ、特別徴収停止通知データの送信
 - 4－① 特別徴収税額通知データ等を作成し、審査システム（eLTAX）に格納する。
 - 4－② 審査システム（eLTAX）は、特別徴収税額通知データ等をLGWANを通じて地方税ポータルセンタ（eLTAX）に送信する。
 - 4－③ 地方税共同機構は、地方税ポータルセンタ（eLTAX）に格納された特別徴収税額通知データ等をDVDに記録し、GPS機能付きの施錠した容器に収納の上、セキュリティ便（セキュリティ性の高い専門輸送）により年金保険者に提出する。

※3及び4における年金保険者は、公的年金等支払者のうち、

- ・厚生労働大臣（日本年金機構）
- ・厚生労働大臣（日本年金機構）を經由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団
- ・地方公務員共済組合連合会を經由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会である。

※なお、公的年金等支払報告書は、厚生労働大臣（日本年金機構）及び地方公務員共済組合連合会を經由せずに提出される。

【国税連携システム（eLTAX）】

- 5 国税庁からの所得税申告書等データ、法定調書データの受領
 - 5－① 国税庁から、所得税申告書等データ等が、専用回線を通じて地方税ポータルセンタ（eLTAX）に送信される。
 - 5－② 地方税ポータルセンタ（eLTAX）は、所得税申告書等データ等をLGWANを通じて国税連携システム（eLTAX）に送信する。
 - 5－③ 国税連携システム（eLTAX）から、所得税申告書等データ等を取得し、税務システムに格納する。
- 6 国税庁への扶養是正情報等データの送信
 - 6－① 扶養是正情報等データを作成し、国税連携システム（eLTAX）に格納する。
 - 6－② 国税連携システム（eLTAX）は、扶養是正情報等データをLGWANを通じて地方税ポータルセンタ（eLTAX）に送信する。
 - 6－③ 地方税ポータルセンタ（eLTAX）は、扶養是正情報等データを専用回線を通じて国税庁に送信する。
- 7 他市区町村からの所得税申告書等データの受領（団体間回送）
 - 7－① 他市区町村から、所得税申告書等データが、LGWANを通じて地方税ポータルセンタ（eLTAX）に送信される。
 - 7－② 地方税ポータルセンタ（eLTAX）は、所得税申告書等データ等をLGWANを通じて国税連携システム（eLTAX）に送信する。
 - 7－③ 国税連携システム（eLTAX）から、所得税申告書等データ等を取得し、税務システムに格納する。
- 8 他市区町村への所得税申告書等データの送信（団体間回送）
 - 8－① 他市区町村に係る所得税申告書等データを、国税連携システム（eLTAX）に格納する。
 - 8－② 国税連携システム（eLTAX）は、所得税申告書等データをLGWANを通じて地方税ポータルセンタ（eLTAX）に送信する。
 - 8－③ 地方税ポータルセンタ（eLTAX）は、所得税申告書等データをLGWANを通じて他市区町村に送信する。

【共通】9 データの閲覧、印刷等

- 9 審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）に格納されているデータの閲覧、印刷等をする。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

税務ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税課税対象者等、軽自動車税(種別割)課税対象者、固定資産税課税対象者及び税務調査対象者	
その必要性	地方税の公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (世帯構成情報、戸籍情報、外国人情報、公的給付支給等口座登録簿関係 情報)	
その妥当性	1. 個人住民税賦課事務 ・識別情報は個人住民税課税対象者等を正確に特定するため。 ・連絡先等情報は税額の通知等の通知業務を正確に行うため。 ・国税関係情報は確定申告書や法定調書等に基づき、所得情報を正確に把握するため。 ・地方税関係情報は被扶養者の所得情報等に基づき、正確な扶養控除等を算定するため。 ・健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び雇用・労働関係情報は適正な医療費控除、社会保険料控除及び障害者控除を算定するため。 ・児童福祉・子育て関係情報は生活状況を把握するため。 ・生活保護関係情報は非課税の判定及び減免の決定を正確に行うため。 ・年金関係情報は適正な年金収入及び社会保険料控除を算定するため。 ・災害関係情報は適正な雑損控除、雑損失の繰越控除等の税負担軽減のための控除を行うため。 ・その他は扶養控除、住所・居所等の調査に必要であるため。 2. 軽自動車税(種別割)賦課事務 ・識別情報は軽自動車税(種別割)課税対象者を正確に特定するため。 ・連絡先等情報は税額の通知等の通知業務を正確に行うため。 ・生活保護関係情報及び障害者福祉関係情報は減免の決定を正確に行うため。 ・その他は住所・居所等の調査に必要であるため。	

		3. 固定資産税賦課事務・都市計画税賦課事務 ・識別情報は固定資産税課税対象者を正確に特定するため。 ・連絡先等情報は税額の通知等の通知業務を正確に行うため。 ・生活保護関連情報は減免の決定を正確に行うため。 ・災害関係情報は災証明書の発行を適切に行うため。 ・その他は住所・居所等の調査に必要であるため。 4. 収納・滞納管理事務 ・識別情報は賦課された税に対する収納・還付・充当等の対象者及び滞納者を正確に特定するため。 ・連絡先識別情報は滞納者への督促状等の送付等通知業務を正確に行うため。 ・生活保護関係情報及び雇用・労働関係情報は滞納処分の執行停止要件の可否を判定するため。 ・その他は住所・居所、滞納処分等の調査に必要であるため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		財務部市民税課、資産税課、納税課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 （ 団体内の対応部署 ） [☐] 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、法務局等 ） [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市町村 ） [☐] 民間事業者 （ 給与支払者、公的年金等支払者 ） [☐] その他 （ 日本年金機構 ）
②入手方法	[☐] 紙 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 電子メール [☐] 専用線 [☐] 庁内連携システム [☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] その他 （ LGWAN、宛名システム兼連携システム、サービス検索・電子申請機能 ）
③入手の時期・頻度	○住民登録者は住民基本台帳システムの異動情報と即時連動し、住民登録者以外の者は事務上納税者の特定が必要な時にその都度更新する。 ○他の市区町村からの入手 ・賦課決定に必要な都度、所得や控除等の情報を照会する。 ・賦課決定に必要な都度、障害情報を照会する。 ・申請の都度、減免決定のために障害情報を照会する。 ・賦課決定に必要な都度、生活保護情報を照会する。 ・申請の都度、減免決定のために生活保護情報を照会する。 ○申告・届出・申請・通知・調査等により、その都度、必要に応じて更新する。 ○本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの(審査システム(eLTAX)又はサービス検索・電子申請機能による)入手 審査システム(eLTAX)では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)又はサービス検索・電子申請機能を通じて受領することとなる。その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、 ・給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日まで ・寄附金税額控除に係る申告特例通知については、1月31日まで ・固定資産税(償却資産)の申告書については、1月31日まで ・事業所税の申告書については、3月15日まで(個人の場合) などとされている。なお、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)からの(審査システム(eLTAX)による)入手 公的年金等支払者から、地方共同法人地方税共同機構に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。 その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、 ・公的年金等支払報告書については、1月31日まで ・特別徴収対象者情報の通知については、5月25日まで ・特別徴収税額通知の処理結果通知については、9月30日までなどとされている。なお、公的年金等支払報告書については、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 ○国税庁、他の市区町村からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手 国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書、法定調書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。 ・所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 ・法定調書情報は、2月及び5月に受領する。 他の市区町村からの住登外課税通知、回送資料を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。 ・住民登録外課税通知は、5月31日までに受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 ・他の市区町村から送付がある都度、受領する。
④入手に係る妥当性	地方税法に基づく事務のため、納税義務者及び関係人の情報を常に把握する必要があり、賦課期日現在の住所だけでなく、転居時の税額の通知先、証明申請時の確認等にも必要であり、住民基本台帳と即時連動が必要である他、申告・届出・申請・通知・調査等がある度に最新の情報を反映させる必要がある。

⑤本人への明示		賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、同法第317条の6、同法第343条、同法第380条及び同法第442条の2の条文並びに番号法第9条並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	
⑥使用目的 ※		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務を行うため。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	財務部 市民税課、資産税課、納税課	
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		1. 個人住民税賦課事務 個人住民税課税資料の個人特定及び情報提供ネットワークシステムによる照会に用いる。 2. 軽自動車税(種別割)賦課事務 情報提供ネットワークシステムによる照会に用いる。 3. 固定資産税・都市計画税賦課事務 固定資産税課税対象者の登録情報の把握に用いる。 4. 収納・滞納管理事務 賦課された税に対する収納・還付・充当等の対象者及び滞納者の特定及び登録情報の把握に用いる。 5. 情報連携事務 番号法に基づき、中間サーバーへ地方税関係情報を提供する。	
情報の突合 ※		個人住民税課税資料又は固定資産税課税資料に記載された個人番号で検索し、個人を特定する。特定できない場合には、住基ネットを利用し、個人を特定する。	
情報の統計分析 ※		地方税務事務において、個人番号を用いた統計分析をすることはない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		賦課決定、減免の決定及び滞納処分を行う。	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (8) 件	
委託事項1	税務システムの保守業務	
①委託内容	当該システムを安定的に使用するため、障害対応や法改正対応等によるシステムの構成変更対応等を実施する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性	システムの安定した稼働のため、システムに専門的な知識を有する民間事業者に委託している。ただし、通常業務では特定個人情報ファイルを取り扱わない。	
③委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害等の緊急時及びシステムの運用・保守を行ううえで必要不可欠な場合で、担当課が許可した場合) ○ その他 にのみ、管理端末にてシステムの直接操作を認めている。	
⑤委託先名の確認方法	町田市情報公開条例に基づき情報提供している。	
⑥委託先名	株式会社 アイネス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑨再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。

委託事項2～5		
委託事項2		税務システムの運用業務
①委託内容		当該システムを効率的に使用するため、一括処理の実行と帳票印刷及び死活監視を実施する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの安定した稼働のため、システムに専門的な知識を有する民間事業者に委託している。ただし、通常業務では特定個人情報ファイルを取り扱わない。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害等の緊急時及びシステム [○] その他 (ムの運用・保守を行ううえで必要不可欠な場合で、担当課が許可した場合) にのみ、管理端末にてシステムの直接操作を認めている。
⑤委託先名の確認方法		町田市情報公開条例に基づき情報提供している。
⑥委託先名		株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑨再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。

委託事項3		審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)の運用及び保守業務
①委託内容		当該システムを安定的に使用するため、障害対応や法改正対応等によるシステムの構成変更対応等を実施する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	eLTAX利用事業所から給与の支払を受ける者、住民登録外課税の対象者、寄附金控除に係る申告特例制度の申請者、公的年金等受給者及び償却資産を有している者並びに国税連携により受信された確定申告者及び法定調書の支払を受ける者
	その妥当性	地方共同法人地方税共同機構において運営する地方税ポータルセンタよりLGWAN回線(専用線)を経由して送信されるため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 原則、特定個人情報ファイルの提供は行わず、障害等の緊急時及びシステム [○] その他 (ムの運用・保守を行ううえで必要不可欠な場合で、担当課が許可した場合) にのみ、管理端末にてシステムの直接操作を認めている。
⑤委託先名の確認方法		町田市情報公開条例に基づき情報提供している。
⑥委託先名		株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑨再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。

委託事項4		外部記録媒体保管業務
①委託内容		当該システムのバックアップデータを保存した外部記録媒体を遠隔地に保管する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様である。
	その妥当性	火災、震災等によりシステムのデータが消滅した場合、データ復旧を行うにあたって特定個人情報ファイル全体を保管の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [☒] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		町田市情報公開条例に基づき情報提供している。
⑥委託先名		株式会社 ワンビシアーカイズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑨再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。

委託事項5		個人住民税課税資料のスキャン業務
①委託内容		個人住民税課税資料のイメージスキャン
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	提出された課税資料の該当者
	その妥当性	個人住民税課税資料のイメージスキャン作業は、短期間に大量の処理を行う必要があり、担当課で対応できないため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		町田市情報公開条例に基づき情報提供している。
⑥委託先名		入札による業者選定
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑨再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。

委託事項6～10		
委託事項6	個人住民税課税資料処理の補助業務	
①委託内容	給与支払報告書や確定申告書2表等のデータ化	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数 ☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	提出された課税資料の該当者	
その妥当性	給与支払報告書や確定申告書2表等のデータ化作業は、短期間に大量の処理を行う必要があり、担当課で対応できないため。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☒ その他 (従事者による課税資料の閲覧)	
⑤委託先名の確認方法	町田市情報公開条例に基づき情報提供している。	
⑥委託先名	入札による業者選定	
再委託	⑦再委託の有無 ※ ☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑨再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。

委託事項7		軽自動車税(種別割)課税資料データ入力および整理業務
①委託内容		軽自動車税(種別割)課税資料のデータ入力、整理および郵送等処理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	減免申請書の提出者
	その妥当性	減免申請書のデータ入力作業は、短期間に大量の処理を行う必要があり、担当課で対応できないため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		町田市情報公開条例に基づき情報提供している。
⑥委託先名		入札による業者選定
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。
	⑨再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。

委託事項8		ガバメントクラウドへの移行業務	
①委託内容		町田市のシステム基盤からガバメントクラウドへの移設作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の消去等を実施する。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		町田市情報公開条例に基づき情報提供している。	
⑥委託先名		株式会社 アイネス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	原則、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、必要不可欠な場合は、情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書に基づき、委託先が再委託承認申請書にて申請し、市が再委託を認めた上で、再委託承認書を送付する。	
	⑨再委託事項	上記、再委託承認書の内容による。	
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (69) 件 ☐ 移転を行っている (29) 件 ☐ 行っていない
提供先1	給与所得に係る特別徴収義務者 年金所得に係る特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4、同法第321条の7の5、同法第321条の7の7
②提供先における用途	給与所得に係る特別徴収税額の徴収に関する事務 年金所得に係る特別徴収税額の徴収に関する事務
③提供する情報	給与所得に係る特別徴収税額 年金所得に係る特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収対象給与所得者 特別徴収対象年金所得者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (LGWAN) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	5月及び徴収方法又は特別徴収税額に変更があった都度、7月及び特別徴収対象年金所得者に該当しなくなった都度

提供先2～5	
提供先2	市町村 都道府県 国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第10号及び第15号、地方税法第46条第4項、同法第294条第3項、同法第317条
②提供先における用途	国税及び地方税に関する事務 その他公益上の必要がある事務
③提供する情報	個人住民税課税対象者情報、個人住民税課税情報、個人住民税課税資料、扶養是正情報等
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	賦課期日現在において町田市の住民基本台帳に記録されていないが町田市に住所を有する者、町田市に課税権がなく個人住民税課税資料がある者、閲覧対象者、町田市で所得計算し直した者、扶養控除の是正対象者、提供の求めに応ずる範囲における個人住民税該当者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他（LGWAN） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	5月、6月及び賦課決定した都度、町田市に提出され判明した都度、提供の求めが行われた都度
提供先3	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者（別表1を参照）及び同法第19条第9号に定める条例事務関係情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び第9号
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める各事務（別紙1参照）及び同事務に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める事務
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供照会があった都度

提供先4	教育委員会 学務課
①法令上の根拠	番号法第19条第11号に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 別表第3
②提供先における用途	就学援助費の支給に関する事務 就学奨励費の支給に関する事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税台帳のうち就学援助事務の対象者、町田市奨学生としての資格の確認が必要な者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (宛名システム兼連携システム、税務システムの閲覧による)
⑦時期・頻度	事務処理の必要に応じて随時、閲覧申請があった都度
提供先5	個人情報保護委員会 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある者 審査請求に対する裁決をすべき当該地方公共団体の機関
①法令上の根拠	番号法第19条第13号、第16号及び第17号
②提供先における用途	個人情報保護委員会からの求めによる 人の生命、身体又は財産の保護のためによる 審査請求に対する裁決をすべき当該地方公共団体の機関による諮問
③提供する情報	提供の求めに応ずる範囲における個人住民税課税情報及び個人住民税課税資料
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	提供の求めに応ずる範囲における個人住民税該当者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	提供の求めが行われた都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例に定める者（別表2参照）
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例
②移転先における用途	別表2参照
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の課税対象者（非課税の者を含む）及びその被扶養者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （宛名システム兼連携システム、税務システムの閲覧による） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	必要の都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※	<事務室における措置> 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。													
②保管期間	期間	<選択肢> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td>10) 定められていない</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> [20年以上]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	地方税賦課徴収事務に税情報を使用している限り、保管が必要である。												
③消去方法	・データベースに記録されたデータのうち、法定保存年限を経過したデータをシステムにて判別し消去する。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・記録装置及び記録媒体は、物理的に破壊又はデータ復元不能化処理を行っている。 ・紙媒体は、シュレッダーによる破砕、溶解、焼却等の情報の復元不能化処理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになる。この移行に際しては、システム基盤運用事業者がデータ抽出及び利用しなくなった環境の消去等を実施し、開発事業者がクラウド環境へのデータ投入等を実施する。													
7. 備考														
—														

(別表1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者

情報提供者が市町村長、かつ、特定個人情報に税関係情報が含まれるもの、を按ず

項番	情報照会者 (数字は同表の項番)	事務	特定個人情報
1	一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
2	二 全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
3	三 健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
4	四 総務大臣又は都道府県知事	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
5	五 厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
6	七 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
7	十一 都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養育縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
8	十三 都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
9	十五 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
10	二十 都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
11	二十八 市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
12	三十七 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
13	三十九 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
14	四十二 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
15	四十八 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
16	四十九 都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
17	五十三 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
18	五十七 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

(別表1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者			
情報提供者が市町村長、かつ、特定個人情報に税関係情報が含まれるもの、を抜粋			
項番	情報照会者 (数字は同表の項番)	事務	特定個人情報
19	五十八 厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
20	五十九 文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
21	六十三 都道府県教育委員又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
22	六十五 国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
23	六十六 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
24	六十九 市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
25	七十三 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
26	七十五 市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
27	七十六 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
28	八十一 都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの
29	八十三 地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
30	八十四 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
31	八十六 市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
32	八十七 市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
33	八十八 都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
34	八十九 都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
35	九十 都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
36	九十一 厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
37	九十二 都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
38	九十六 市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
39	九十八 厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
40	百六 市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
41	百八 市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

(別表1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者

情報提供者が市町村長、かつ、特定個人情報に税関係情報が含まれるもの、を抜粋

項番	情報照会者 (数字は同表の項番)	事務	特定個人情報
42	百十五 後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
43	百二十四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
45	百二十五 都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
46	百二十九 厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
47	百三十 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
48	百三十二 市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
49	百三十七 都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
50	百三十八 厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
51	百四十 独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
52	百四十一 独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの
53	百四十二 厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
54	百四十四 都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
55	百四十七 総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
56	百五十一 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
57	百五十二 厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

(別表1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者

情報提供者が市町村長、かつ、特定個人情報に税関係情報が含まれるもの、を抜粋

項番	情報照会者 (数字は同表の項番)	事務	特定個人情報
58	百五十五 市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
59	百五十六 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
60	百五十八 都道府県知事	☐ 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
61	百六十 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
62	百六十一 都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収（以下この欄において「生活保護関係事務」という。）の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
63	百六十三 地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
64	百六十四 都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
65	百六十五 都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
66	百六十六 都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

(別表1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者

情報提供者が市町村長、かつ、特定個人情報に税関係情報が含まれるもの、を抜粋

項番	情報照会者 (数字は同表の項番)	事務	特定個人情報
67	百六十七 文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
68	百六十八 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
69	百六十九 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
70	百七十 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
71	百七十一 文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
72	百七十二 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
73	百七十三 都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの

（別表２） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例に定める者

項番	移転先	法令上の根拠	移転先の用途
1	地域福祉部障がい福祉課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第15項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務
2	子ども生活部子供家庭支援センター	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第20項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
3	保健所保健予防課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第28項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務
4	地域福祉部障がい福祉課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第37項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
5	地域福祉部生活援護課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
6	いきいき生活部保険年金課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
7	都市づくり部住宅課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第53項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
8	いきいき生活部保険年金課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第69項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
9	地域福祉部障がい福祉課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第75項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
10	子ども生活部子ども総務課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
11	いきいき生活部介護保険課・高齢者福祉課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第86項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務
12	いきいき生活部介護保険課・高齢者福祉課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
13	子ども生活部子ども家庭支援センター	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第89項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務
14	子ども生活部子ども家庭支援センター	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第90項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務
15	地域福祉部障がい福祉課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第92項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務
16	保健所保健予防課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第96項	母子保健法による費用の徴収に関する事務

(別表2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例に定める者

項番	移転先	法令上の根拠	移転先の用途
17	子ども生活部子ども総務課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第106項	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務
18	地域福祉部生活援護課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第125項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
19	いきいき生活部介護保険課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第132項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
20	保健所保健予防課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第137項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
21	地域福祉部障がい福祉課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第144項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
22	子ども生活部保育・幼稚園課、児童青少年課	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第155項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	地域福祉部生活援護課	町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例第4条別表第1の1	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって町田市規則（以下「市規則」という）で定めるもの
24	子ども生活部子ども総務課	町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例第4条別表第1の2	町田市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの
25	子ども生活部子ども総務課	町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例第4条別表第1の3	町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
26	子ども生活部子ども総務課	町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例第4条別表第1の4	町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
27	子ども生活部子ども総務課	町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例第4条別表第1の5	町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
28	子ども生活部子ども総務課	町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例第4条別表第1の6	私立幼稚園その他これに準ずる施設に在籍する幼児の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって市規則で定めるもの
29	学校教育部学務課	町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例第4条別表第1の7	経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に係る就学支援費の支給に関する事務であって町田市教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)で定めるもの
30	学校教育部学務課	町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例第4条別表第1の8	学校教育法第81条第2項の特別支援学級及び学校教育法施行規則第140条の特別の教育課程に就学する児童及び生徒に係る就学奨励費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
31	地域福祉部障がい福祉課	町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例第4条別表第1の9	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の規定により市が処理することとされる事務のうち、心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
32	地域福祉部障がい福祉課	町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例第4条別表第1の10	町田市心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの

(別表2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例に定める者

項番	移転先	法令上の根拠	移転先の用途
33	子ども生活部子ども総務課	町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例第4条別表第1の11	町田市高校生等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
34	子ども生活部保育・幼稚園課	町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例第4条別表第1の12	認可外保育施設その他これに準ずる施設に在籍する乳幼児の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって市規則で定めるもの

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙「個人情報ファイル簿」のとおり

個人情報ファイル簿

2024年12月27日時点

1	個人情報ファイルの名称	市・都民税賦課	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部市民税課	
4	個人情報ファイルの利用目的	適正な市・都民税の賦課 その他詳細は別紙のとおり	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号	○	個人番号収集の際の本人確認に使用する情報を含む
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍	○	
5	(1) 基本的項目 国籍	○	
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 親族関係	○	
5	(1) 基本的項目 家庭環境等	○	D V被害者等支援措置を含む
5	(1) 基本的項目 住民異動年月日	○	
5	(1) 基本的項目 異動事由	○	
5	(1) 基本的項目 在留資格	○	
5	(1) 基本的項目 相続人（推定相続人を含む）	○	
5	(1) 基本的項目 納税管理人	○	
5	(1) 基本的項目 筆頭者	○	
5	(1) 基本的項目 帰化	○	
5	(1) 基本的項目 認知	○	
5	(1) 基本的項目 電子メールアドレス	○	
5	(1) 基本的項目 利用者 I D	○	
5	(1) 基本的項目 成年後見	○	
5	(1) 基本的項目 住民記録システム注意情報	○	
5	(1) 基本的項目 寄附目的	○	
5	(1) 基本的項目 出生	○	
5	(1) 基本的項目 死亡	○	
5	(1) 基本的項目 父母との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 届出人の資格	○	
5	(1) 基本的項目 親権者	○	
5	(1) 基本的項目 嫡出子・非嫡出子	○	
5	(1) 基本的項目 法定代理人	○	
5	(1) 基本的項目 特別代理人	○	
5	(1) 基本的項目 印鑑登録・印影	○	
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党	○	政党への寄附を確認するため収集
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 賞罰		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入健康保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入年金	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入介護保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学籍	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 取得医療証	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 自立支援給付	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		

5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金	○	減免申請に関して生活状況を確認するため収集
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面		
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 生活費	○	減免申請に関して生活状況を確認するため収集
5	(5) 財産・収入に関する項目 地代・家賃	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 年金の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 手当の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 支給金額	○	助成の事実のみ。成年後見の送付先登録の該当課確認のため収集
5	(5) 財産・収入に関する項目 加入保険	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 雇用保険の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 上下水道料金	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種手数料等	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 公共料金	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 寄附金額・物品名	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 寄附目的	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況	○	減免申請に関して生活状況を確認するため収集
5	(6) 心身等に関する項目 病名※	○	減免申請に関して生活状況を確認するため収集
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※	○	
5	(6) 心身等に関する項目 容姿	○	
5	(6) 心身等に関する項目 死亡の原因	○	
5	(6) 心身等に関する項目 事故(ケガ)の状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※		
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		
5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		
6	記録範囲	① 1月1日現在町田市に居住している人 ② ①の扶養親族 ③ 市内に事務所・事業所又は家屋敷がある人で町田市に住所がない人 ④ ①、③の相続人 ⑤ ①、③、④に係る成年後見人・保佐人・補助人 ⑥ ⑤が法人の場合、その代理人 ⑦ 住居表示実施等に伴う世帯主	
7	記録情報の収集方法	文書(紙)・電子媒体(データ)	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	○	
9	記録情報の経常的提供先	別紙のとおり	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財務部市民税課(町田市森野2-2-22)	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	○	
12	個人情報ファイルの種別：(電算処理ファイルの場合)令第21条第7項に該当するファイル(電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル)の有無	有	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)		
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施しない	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施しない	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
19	備考		

個人情報ファイル簿

2024年12月27日時点

1	個人情報ファイルの名称	軽自動車税賦課	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部市民税課	
4	個人情報ファイルの利用目的	適正な軽自動車税の賦課 その他詳細は別紙のとおり	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号	○	個人番号収集の際の本人確認に使用する情報を含む。
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍	○	
5	(1) 基本的項目 国籍	○	
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 親族関係	○	
5	(1) 基本的項目 家庭環境等	○	D V被害者等支援措置を含む。
5	(1) 基本的項目 住民異動年月日	○	
5	(1) 基本的項目 異動事由	○	
5	(1) 基本的項目 筆頭者	○	
5	(1) 基本的項目 相続人	○	
5	(1) 基本的項目 死亡	○	
5	(1) 基本的項目 成年後見	○	
5	(1) 基本的項目 住民記録システム注意情報	○	
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(1) 基本的項目 電子メールアドレス	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入	○	納税貯蓄組合加入の有無について収集。
5	(3) 社会的地位等に関する項目 賞罰		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入健康保険	○	本人確認のために収集。
5	(3) 社会的地位等に関する項目 取得医療証	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入介護保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 自立支援給付	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入年金	○	本人確認のために収集。
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学籍	○	本人確認のために収集。
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況		
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況	○	本人確認のために収集。
5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金		
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面		
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名	○	本人確認のために収集。
5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号	○	本人確認のために収集。
5	(5) 財産・収入に関する項目 自動車名	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 罹災状況	○	減免の際に罹災状況を確認するため収集。
5	(5) 財産・収入に関する項目 公共料金	○	課税資料にするため必要な場合に収集。
5	(5) 財産・収入に関する項目 手当の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 支給金額	○	助成の事実のみ

5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況		
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※	○	本人確認のために収集。
5	(6) 心身等に関する項目 容姿	○	本人確認のために収集。
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※		
5	(6) 心身等に関する項目 病名※		
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		
5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		
6	記録範囲	①軽自動車税の賦課対象者及び原動機付自転車等の譲渡者 ②軽自動車税減免申請者 ③①②に係る成年後見人・保佐人・補助人 ④③が法人の場合その代理人 ⑤住所表示実施等に伴う世帯主	
7	記録情報の収集方法	文書（紙）・電子媒体（データ）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	○	
9	記録情報の経常的提供先	別紙のとおり	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財務部市民税課（町田市森野2-2-22）	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	○	
12	個人情報ファイルの種別：（電算処理ファイルの場合）令第21条第7項に該当するファイル（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル）の有無	有	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）		
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施しない	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施しない	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
19	備考		

個人情報ファイル簿

2024年12月27日時点

1	個人情報ファイルの名称	固定資産税・都市計画税賦課	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部資産税課	
4	個人情報ファイルの利用目的	固定資産税の評価及び課税 その他詳細は別紙のとおり	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号	○	個人番号収集の際の本人確認に使用する情報を含む
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍	○	
5	(1) 基本的項目 国籍	○	
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 親族関係	○	
5	(1) 基本的項目 家庭環境等	○	D V被害者等支援措置を含む
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(1) 基本的項目 相続人	○	
5	(1) 基本的項目 納税管理人	○	
5	(1) 基本的項目 住民異動年月日	○	
5	(1) 基本的項目 異動事由	○	
5	(1) 基本的項目 筆頭者	○	
5	(1) 基本的項目 電子メールアドレス	○	
5	(1) 基本的項目 利用者ID	○	
5	(1) 基本的項目 代理人	○	
5	(1) 基本的項目 承継人	○	
5	(1) 基本的項目 死亡	○	
5	(1) 基本的項目 失踪	○	
5	(1) 基本的項目 介護者	○	
5	(1) 基本的項目 在留資格	○	
5	(1) 基本的項目 破産	○	
5	(1) 基本的項目 成年後見	○	
5	(1) 基本的項目 住民記録システム	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 将来への見通し	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位	○	特定土地利用行為届出に伴う収集
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴	○	主任技術者からのみ収集
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入	○	確定申告書等の課税に関する資料に伴う収集
5	(3) 社会的地位等に関する項目 賞罰		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入健康保険	○	成年後見の送付先登録の該当課確認並びに生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(3) 社会的地位等に関する項目 取得医療証	○	成年後見の送付先登録の該当課確認並びに生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入年金	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(3) 社会的地位等に関する項目 通勤状況	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学籍	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(3) 社会的地位等に関する項目 軍歴	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(3) 社会的地位等に関する項目 利用施設名	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る

5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入介護保険	○	成年後見の送付先登録の該当課確認並びに生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(3) 社会的地位等に関する項目 自立支援給付	○	成年後見の送付先登録の該当課確認及び番号連携のため収集
5	(3) 社会的地位等に関する項目 届出事由	○	
5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格	○	成年後見の送付先登録時の資格確認のため及び主任技術者からのみ収集
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		
5	(5) 財産・収入に関する項目 土地の状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 建物の状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 許可申請場所	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 道路・水路の状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 上下水道料金	○	水道使用開始日の確認及び生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(5) 財産・収入に関する項目 排水計画図	○	下水道設備(供用開始)の有無を確認するため収集
5	(5) 財産・収入に関する項目 下水道の有無	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 加入保険	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(5) 財産・収入に関する項目 年金の受給	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(5) 財産・収入に関する項目 手当の受給	○	成年後見の送付先登録の該当課確認並びに生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(5) 財産・収入に関する項目 示談の内容	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(5) 財産・収入に関する項目 事故(損害)の状況	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(5) 財産・収入に関する項目 支給金額	○	助成の事実のみ。成年後見の送付先登録の該当課確認のため収集
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 病歴	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※	○	成年後見の送付先登録時の資格確認及び生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 容姿	○	成年後見の送付先登録時の資格確認及び生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 稼働能力の程度	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 妊娠	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 病名※	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 生育歴	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 心身の発達状況	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		
5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		
5	(6) 心身等に関する項目 運動能力	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る

5	(6) 心身等に関する項目 事故（けが）の状況	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 医療機関名	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 日常生活動作	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 介護の状況	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 福祉機器の利用状況	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 薬局名	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 行動・性格	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 医療給付	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
5	(6) 心身等に関する項目 要介護認定審査	○	生活減免に係る申請及び申告に伴う収集に限る
6	記録範囲	① 市内に固定資産を所有する個人 ② 国有農地借受人及び買受人 ③ 相続人 ④ 納税管理人 ⑤ 委託先業者の主任技術者 ⑥ 特定土地利用行為事業者及び代理人 ⑦ 特定土地利用行為事業者の承継人 ⑧ ①～⑦に係る成年後見人・保佐人・補助人 ⑨ ⑧がその法人の場合はその代理人 ⑩ 住居表示実施等に伴う世帯主	
7	記録情報の収集方法	文書（紙）・電子媒体（データ）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	○	
9	記録情報の経常的提供先	別紙のとおり	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財務部資産税課（町田市森野2-2-22）	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	なし	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	○	
12	個人情報ファイルの種別：（電算処理ファイルの場合）令第21条第7項に該当するファイル（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル）の有無	有	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）		
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施しない	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施しない	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
19	備考		

個人情報ファイル簿

2024年12月27日時点

1	個人情報ファイルの名称	市税収納	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部納税課	
4	個人情報ファイルの利用目的	安定した市財源の確保のため税納付の推進を図る。また、未納者に対しては、督促状を出し、早急な納付を促す。その他詳細は別紙のとおり	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号	○	個人番号収集の際の本人確認に使用する情報を含む
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍	○	
5	(1) 基本的項目 国籍	○	
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 親族関係	○	
5	(1) 基本的項目 家庭環境等	○	DV被害者等支援措置を含む
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(1) 基本的項目 在留資格	○	
5	(1) 基本的項目 住民異動年月日	○	
5	(1) 基本的項目 異動事由	○	
5	(1) 基本的項目 納税管理人	○	
5	(1) 基本的項目 相続人（納税義務継承者）	○	
5	(1) 基本的項目 成年後見	○	
5	(1) 基本的項目 暗証番号	○	窓口で利用者自身が契約している金融機関に本人確認を行うため及びクレジット支払いの際に収集。但し、蓄積はしない。
5	(1) 基本的項目 住民記録システム注意情報	○	
5	(1) 基本的項目 電子メールアドレス	○	
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 賞罰		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入健康保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入年金	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入介護保険	○	成年後見人の送付先登録の該当課確認のため収集
5	(3) 社会的地位等に関する項目 取得医療証	○	成年後見人の送付先登録の該当課確認のため収集
5	(3) 社会的地位等に関する項目 自立支援給付	○	成年後見人の送付先登録の該当課確認のため収集
5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格	○	成年後見人の送付先登録時の資格確認のため収集
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金		
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面		
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名	○	

5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		
5	(5) 財産・収入に関する項目 自動車名	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 土地の状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 建物の状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 罹災状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 手当の受給	○	成年後見人の送付先登録の該当課確認のため 収集
5	(5) 財産・収入に関する項目 支給金額	○	助成の事実のみ。成年後見人の送付先登録の 該当課確認のため収集
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況		
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※	○	
5	(6) 心身等に関する項目 容姿	○	成年後見人の送付先登録時の資格確認のため 収集
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※		
5	(6) 心身等に関する項目 病名※		
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		
5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		
6	記録範囲	①納税の義務がある人 ②、①に係る成年後見人・保佐人・補助人 ③、②が法人の場合にその代理人 ④住居表示等実施に伴う世帯主 ⑤口座名義人	
7	記録情報の収集方法	文書（紙）・電子媒体（データ）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
9	記録情報の経常的提供先	別紙のとおり	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財務部納税課（町田市森野2-2-22）	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定に よる特別の手続等		
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	○	
12	個人情報ファイルの種別：（電算処理ファイルの場合）令第21条第 7項に該当するファイル（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理 ファイル）の有無	有	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号（マニュアル処理 ファイル）		
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルであ る旨	実施しない	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施しない	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の 名称及び所在地	実施しない	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる 期間	実施しない	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
19	備考		

個人情報ファイル簿

2024年12月27日時点

1	個人情報ファイルの名称	市税徴収（滞納整理）	備考
2	行政機関の名称	町田市	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財務部納税課	
4	個人情報ファイルの利用目的	安定した市財源の確保と税の公平のため、市税未納者への催告、折衝、処分等を通じて完全に納付していただくこと。 その他詳細は別紙のとおり	
5	(1) 基本的項目 氏名	○	
5	(1) 基本的項目 個人番号	○	個人番号収集の際の本人確認に使用する情報を含む。
5	(1) 基本的項目 住所	○	
5	(1) 基本的項目 性別	○	
5	(1) 基本的項目 生年月日	○	
5	(1) 基本的項目 電話番号	○	
5	(1) 基本的項目 本籍	○	
5	(1) 基本的項目 国籍	○	
5	(1) 基本的項目 世帯主との続柄	○	
5	(1) 基本的項目 親族関係	○	
5	(1) 基本的項目 家庭環境等	○	D V被害者等支援措置を含む
5	(1) 基本的項目 人種※		
5	(1) 基本的項目 社会的身分※		
5	(1) 基本的項目 住民異動年月日	○	
5	(1) 基本的項目 異動事由	○	
5	(1) 基本的項目 筆頭者	○	
5	(1) 基本的項目 死亡	○	
5	(1) 基本的項目 保証人（納税保証人）	○	
5	(1) 基本的項目 納税管理人	○	
5	(1) 基本的項目 在留資格	○	
5	(1) 基本的項目 身分証明	○	
5	(1) 基本的項目 破産	○	
5	(1) 基本的項目 法定代理人	○	
5	(1) 基本的項目 禁治産・準禁治産	○	
5	(1) 基本的項目 成年後見	○	
5	(1) 基本的項目 帰化	○	
5	(1) 基本的項目 摘出子・非摘出子	○	
5	(1) 基本的項目 認知	○	
5	(1) 基本的項目 相続人	○	
5	(1) 基本的項目 相談内容	○	
5	(1) 基本的項目 電子メールアドレス	○	公売入札者から収集
5	(1) 基本的項目 暗証番号	○	窓口で利用者自身が契約している金融機関に本人確認を行うため収集。但し、蓄積はしない。
5	(2) 思想・信条等に関する項目 主義・主張※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 支持政党		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 宗教※		
5	(2) 思想・信条等に関する項目 趣味・嗜好		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 職業・職歴	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 地位		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 学歴		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 各種団体加入	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 賞罰	○	延滞金減免申請に関して利用
5	(3) 社会的地位等に関する項目 犯歴※		
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入健康保険	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 加入年金	○	
5	(3) 社会的地位等に関する項目 取得医療証	○	
5	(4) 成績・資格等に関する項目 学業成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 勤務成績		

5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種試験成績		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 各種資格		
5	(4) 成績・資格等に関する項目 所見	○	
5	(4) 成績・資格等に関する項目 判定・評価	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 収入状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 財産状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 納税額等	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 取引状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 公的扶助の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 各種貸付金	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 住居の間取り・図面	○	搜索と公売の時のみ利用
5	(5) 財産・収入に関する項目 金融機関名	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 口座番号	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 犯罪被害※		
5	(5) 財産・収入に関する項目 事故（損害）の状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 加入保険	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 土地の状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 建物の状況	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 道路の状況	○	公売の時のみ利用
5	(5) 財産・収入に関する項目 水路の状況	○	公売の時のみ利用
5	(5) 財産・収入に関する項目 自動車名	○	公売の時のみ利用
5	(5) 財産・収入に関する項目 公共料金	○	未納料金
5	(5) 財産・収入に関する項目 年金の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 手当の受給	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 下水道使用の有無	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 自己負担額	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 支給額	○	
5	(5) 財産・収入に関する項目 罹災状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 健康状況	○	
5	(6) 心身等に関する項目 障がいの状況※	○	滞金減免申請及び納税の猶予に関して利用
5	(6) 心身等に関する項目 容姿		
5	(6) 心身等に関する項目 事故（怪我）の状況	○	滞金減免申請及び納税の猶予に関して利用
5	(6) 心身等に関する項目 薬局名	○	
5	(6) 心身等に関する項目 医療機関名	○	
5	(6) 心身等に関する項目 医療給付	○	
5	(6) 心身等に関する項目 決定点数	○	
5	(6) 心身等に関する項目 健診・検査※		
5	(6) 心身等に関する項目 病名※	○	滞金減免申請及び納税の猶予に関して利用
5	(6) 心身等に関する項目 診療・調剤※		
5	(6) 心身等に関する項目 犯罪被害※		
6	記録範囲	1. 過去に課税されていた者及び現在課税されている者、市税の滞納整理をする上で必要となる関係者。（連帯納税義務者、相続人、納税管理人、入札者、立会人等） 2. 住居表示等実施に伴う世帯主	
7	記録情報の収集方法	文書（紙）・電子媒体（データ）	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	○	
9	記録情報の経常的提供先	別紙のとおり	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	財務部納税課（町田市森野2-2-22）	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	○	
12	個人情報ファイルの種別：（電算処理ファイルの場合）令第21条第7項に該当するファイル（電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル）の有無	有	
12	個人情報ファイルの種別：法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）		
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施しない	

14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	実施しない	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施しない	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施しない	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	なし	
19	備考		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
税務ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・申告・届出・申請等の窓口において申告・届出・申請等の内容や本人確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。但し、本人確認又は委任状の確認が困難な場合には、番号法16条の規定に基づき対応する。 ・必要に応じたシステムへの情報入力後、入力内容の確認を厳格に行う。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・業務上、必要のない情報資産を作成しない。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。 ・情報資産は適切に保管している。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・申告書等の記載内容については、記載例を明示しており誤りがない記載に誘導できる。 ・申告書等に記載された情報以外は入力できないシステム仕様になっている。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・業務上、必要のない情報資産を作成しない。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。 ・情報資産は適切に保管している。	
その他の措置の内容	個人住民税課税資料については、その資料の提出者が把握している住所地に郵送した結果、賦課期日時点における住所地と異なることがあるため、目的外の入手が一時的に行われてしまう可能性があるが、当市では遅滞なく正しい賦課期日住所を調査した上で回送する措置をとっており、目的外の情報を保有しないようにしている。 ・端末のアクセス制御を実施するためICカードシステムを導入している。 ・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できる端末認証の仕組みを導入している。 ・端末に情報を残さない仕組みであるシンクライアントシステムを導入している。 ・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できるシステムを導入している。 ・権限管理が実施できるシステムを導入している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・本人又は代理人もしくは同居の親族による申告書等のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人もしくは同居の親族の本人確認又は委任状の確認を行うこととしている。但し、本人確認又は委任状の確認が困難な場合には、番号法16条の規定に基づき対応する。 ・申告書等は統一様式とし、必要項目以外は記載できないようにしている。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・業務上、必要のない情報資産を作成しない。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。 ・情報資産は適切に保管している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	申告等の際、本人特定を確実に行うことができる個人番号カードや運転免許証等の提示等による本人確認を行う。但し、本人確認が困難な場合には、番号法16条の規定に基づき対応する。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・本人が持参する個人番号カードで確認する。 ・住民基本台帳ネットワークで確認する。 ・転入前住所等の市町村に照会する。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理、保管又は廃棄する。 ・登録された特定個人情報、アクセス権限を設定し厳しい制限をかけ、ログ管理を実施する。変更があった場合には、異動リスト等により確認ができる。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・業務上、必要のない情報資産を作成しない。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。 ・情報資産は適切に保管している。	
その他の措置の内容	・端末のアクセス制御を実施するためICカードシステムを導入している。 ・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できる端末認証の仕組みを導入している。 ・端末に情報を残さない仕組みであるシンクライアントシステムを導入している。 ・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できるシステムを導入している。 ・権限管理が実施できるシステムを導入している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報を回線を通じて入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いることにより、情報漏えい防止措置を講じる。 ・申告書等の取扱いは手順化され運用している。 ・端末には覗き見防止フィルターを設置している。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具（鍵付チェーン等）の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。 ・業務上、必要のない情報資産を作成しない。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。 ・情報資産は適切に保管している。 ・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト（ログオフ）、画面表示を起動初期状態（情報の検索結果などが表示されていない状態）にする等。 ・相談室には個室又はパーテーションを設置している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

- ・端末のアクセス制御を実施するためICカードシステムを導入している。
- ・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できる端末認証の仕組みを導入している。
- ・端末に情報を残さない仕組みであるシンククライアントシステムを導入している。
- ・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できるシステムを導入している。
- ・権限管理が実施できるシステムを導入している。

派遣労働者については派遣契約約款により以下を規定

- ・派遣元は派遣業務の遂行により知り得た個人情報を第三者に漏えいしないものとし、これを派遣労働者に遵守・徹底させることとしている。また、契約終了後においても同様としている。
- ・機密保持義務履行の誓約書の提出を派遣元に求めることができる。

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・宛名システム等における個人番号を番号法及び条例上認められないシステムと紐付けできないように制御する。 ・個人番号利用業務以外の業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。 ・個人番号利用業務以外の業務から税務情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供し、個人番号には一切アクセスできないようアクセス制御を行う。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	「3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容」と同じ。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	「3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法」と同じ。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	「3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法」と同じ。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。	
その他の措置の内容	・端末のアクセス制御を実施するためICカードシステムを導入している。 ・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できる端末認証の仕組みを導入している。 ・端末に情報を残さない仕組みであるシンククライアントシステムを導入している。 ・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できるシステムを導入している。 ・権限管理が実施できるシステムを導入している。 派遣労働者については派遣契約約款により以下を規定 ・派遣元は派遣業務の遂行により知り得た個人情報を第三者に漏えいしないものとし、これを派遣労働者に遵守・徹底させることとしている。また、契約終了後においても同様としている。 ・機密保持義務履行の誓約書の提出を派遣元に求めることができる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
	・端末は記録媒体が接続できない仕様になっている。 ・端末はインターネット接続ができない仕様になっている。 ・特定個人情報を回線を通じて入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いている。 派遣労働者については派遣契約約款により以下を規定 ・派遣元は派遣業務の遂行により知り得た個人情報を第三者に漏えいしないものとし、これを派遣労働者に遵守・徹底させることとしている。また、契約終了後においても同様としている。 ・機密保持義務履行の誓約書の提出を派遣元に求めることができる。	
	町田市情報セキュリティポリシーにより規定 <事務室における措置> ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。	

リスクに対する措置の内容	<アクセス制御> ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・情報資産は適切に保管している。 ・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト(ログオフ)、画面表示を起動初期状態(情報の検索結果などが表示されていない状態)にする等。 <その他の措置> ・委託に際しては、契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付している。 ・新規採用職員に対する、セキュリティポリシーの理解と遵守を確実にすることを目的とした教育をしている。 ・すべての職員に対する、情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を目的とした教育をしている。 ・情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育をしている。 ・情報セキュリティ内部監査員を養成するための教育をしている。 ・情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するため、定期的に情報セキュリティ監査を行う。監査は情報セキュリティ内部監査と情報セキュリティ外部監査を必要性に応じ、組み合わせて実施する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	「3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容」と同じ。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・端末のアクセス制御を実施するためICカードシステムを導入している。 ・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できる端末認証の仕組みを導入している。 ・端末に情報を残さない仕組みであるシンクライアントシステムを導入している。 ・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できるシステムを導入している。 ・権限管理が実施できるシステムを導入している。			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・ISO/IEC27001 (ISMS) の認証を受けていることを業者選定の際の条件としている。 ・作業者を限定するために、委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。 ・委託先は原則的に特定個人情報ファイルを取り扱わない。 ・委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付し、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。 ・委託先は原則的に特定個人情報ファイルを取り扱わない。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時においては、一般権限のアカウントを利用している。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託業務の実施状況について定期的に報告を受けるとともに、その記録を残している。 ・委託先は原則的に特定個人情報ファイルを取り扱わない。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者へ提供することはない。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先へ原則的に提供することはない。 提供する場合は次のとおり。 磁気データの管理と取扱いに関する要領により規定 ・受渡しは、受渡確認書(別記様式)により確認し、行っている。 ・受渡しは、コンピュータセンター内の決められた場所で行っている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・原則的に特定個人情報を含むデータの消去の委託はしない。 ・消去した旨の書面を提出させる。 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書により規定 ・契約の終了後又は解除後、委託先は、市に返還又は納入する物もしくは特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断その他の方法により復元不可能な状態にして処分するものとしている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付し、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。 「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」として以下の項目を定めている。 1. 秘密の保持 2. 第三者への提供の禁止 3. 指示目的以外の利用の禁止 4. 事故発生時の報告義務 5. 無許可による再委託の禁止 6. 複写又は複製の禁止 7. 情報の管理義務及び返還義務 8. 立ち入り調査 9. 監査への協力 10. 保証 11. 成果(物)に関する所有権、知的財産権の帰属 12. セキュリティ事故の対応マニュアルの作成 13. 情報の取扱いに関する教育の履行 14. 情報セキュリティ対策実施状況の報告 15. 守秘義務違反等の場合、法令及び契約条項に定める措置(告発、損害賠償等)	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容」と同じ	

		は「満足の内容」と同じ。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に入力している 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法及び条例上認められる場合のみ提供及び移転を行う。 ・番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、提供・移転する機能をシステム上設けない。 磁気データの管理と取扱いに関する要領により規定 第5 磁気データの利用 1 磁気データの処理を新たに行い、又は変更するに当たり、他業務の磁気データを利用しようとする課（以下「データ利用課」という。）の情報管理者は、データ保有課の情報管理者に対し、磁気データの利用を申請して承諾を得なければならない。 2 データ利用課の情報管理者は、前項の承諾を得た範囲内においてのみ、磁気データを利用できる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・番号法及び条例上認められる場合のみ提供及び移転を行う。 ・番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、提供・移転する機能をシステム上設けない。 磁気データの管理と取扱いに関する要領により規定 第5 磁気データの利用 1 磁気データの処理を新たに行い、又は変更するに当たり、他業務の磁気データを利用しようとする課（以下「データ利用課」という。）の情報管理者は、データ保有課の情報管理者に対し、磁気データの利用を申請して承諾を得なければならない。 2 データ利用課の情報管理者は、前項の承諾を得た範囲内においてのみ、磁気データを利用できる。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・新規採用職員に対する、セキュリティポリシーの理解と遵守を確実にすることを目的とした教育をしている。 ・すべての職員に対する、情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を目的とした教育をしている。 ・情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育をしている。 ・情報セキュリティ内部監査員を養成するための教育をしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	「5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。） リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容」と同じ。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・宛名システム兼連携システムでは、情報の提供について、連携時のアクセスログと連携データが特定できるよう記録している。 ・宛名システム兼連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外に、提供する機能をシステム上設けない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・宛名システム兼連携システムでは、情報の提供について、連携時のアクセスログと連携データが特定できるよう記録している。 ・宛名システム兼連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外に、提供する機能をシステム上設けない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	・宛名システム兼連携システムでは、情報の提供について、連携時のアクセスログと連携データが特定できるよう記録している。 ・宛名システム兼連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外に、提供する機能をシステム上設けない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	・宛名システム兼連携システムでは、情報の提供について、連携時のアクセスログと連携データが特定できるよう記録している。 ・宛名システム兼連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外に、提供する機能をシステム上設けない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク5： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・宛名システム兼連携システムでは、情報の提供について、連携時のアクセスログと連携データが特定できるよう記録している。 ・宛名システム兼連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外に、提供する機能をシステム上設けない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・宛名システム兼連携システムでは、情報の提供について、連携時のアクセスログと連携データが特定できるよう記録している。 ・宛名システム兼連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外に、提供する機能をシステム上設けない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・宛名システム兼連携システムでは、情報の提供について、連携時のアクセスログと連携データが特定できるよう記録している。 ・宛名システム兼連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外に、提供する機能をシステム上設けない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	町田市情報セキュリティポリシーにより規定 <事務室における措置> ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退室管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具（鍵付チェーン等）の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	・端末は記録媒体が接続できない仕様になっている。 ・端末はインターネット接続ができない仕様になっている。 ・特定個人情報を回線により入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いている。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・ウイルス対策ソフトを導入している。 ・ウイルス対策の対象は、サーバ、クライアント（端末）及びゲートウェイを含めた、包括的な対策を講じている。 ・常に最新のウイルス定義ファイル（パターンファイル）を使用している。 ・定期的にウイルス対策の実施状況を確認している。 ・インターネット等外部ネットワークとは分離し、不正アクセス防止をしている。 ・外部接続（インターネット接続を含む）におけるアクセス制御に関する管理策として、ファイアウォールやルータを設置している。 ・ハードウェア及びソフトウェアには、セキュリティ修正プログラムを適用している。 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時においては、一般権限のアカウントを利用している。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・情報資産は適切に保管している。 ・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る。パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト（ログオフ）、画面表示を起動初期状態（情報の検索結果などが表示されていない状態）にする等 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離れた閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウド	

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 十分にしている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 十分にしている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	税務情報が失われるまで、システム上に生存する個人の個人番号と同様に管理を行う。	
その他の措置の内容	・端末のアクセス制御を実施するためICカードシステムを導入している。 ・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できる端末認証の仕組みを導入している。 ・端末に情報を残さない仕組みであるシンクライアントシステムを導入している。 ・IDとパスワードによるアクセス制御を実施できるシステムを導入している。 ・権限管理が実施できるシステムを導入している。 派遣労働者については派遣契約約款により以下を規定 ・派遣元は派遣業務の遂行により知り得た個人情報等を第三者に漏えいしないものとし、これを派遣労働者に遵守・徹底させることとしている。また、契約終了後においても同様としている。 ・機密保持義務履行の誓約書の提出を派遣元に求めることができる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 十分にしている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・地方税務事務における対象者情報は住民記録システムとの整合処理を適宜実施し、保存する本人情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。 ・納税者の賦課徴収情報及び住登外者の納税者情報は、随時、必要に応じて本人確認及び調査を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保管期間の過ぎた特定個人情報は、地方税務事務に必要な否かを判別したうえ消去する。 ・消去処理の実施後、抹消されていることを確認する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 ・紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて外部業者による裁断溶解処理を行う。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・記録装置及び記録媒体は、物理的に破壊又はデータ復元不能化処理を行っている。 ・紙媒体は、シュレッターによる破砕、溶解、焼却等の情報の復元不能化処理を行っている。 ・情報資産の廃棄時には、必要に応じ、廃棄日時、廃棄担当者、処理内容を記録している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び町田市情報セキュリティポリシーを遵守して契約を履行する。

また、特定個人情報を取扱う場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）も遵守して契約を履行する。

本特記仕様書は、契約書、契約約款、特記仕様書その他の契約書面と一体を成す。

本特記仕様書の記載内容が他の契約書面と相違するときは、本特記仕様書の記載内容を優先して適用する。

（秘密の保持）

- 1 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容（個人情報及びその他の情報をいう。以下同じ。）の一切を他に漏らしてはならない。また、本契約の終了後又は解除後も同様とする。

（第三者への提供の禁止）

- 2 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。

（指示目的以外の利用の禁止）

- 3 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を甲の指示する目的以外に使用してはならない。

（事故発生時の報告義務）

- 4 乙は、本契約に関する事故が生じたときは、直ちに甲に連絡するとともに、報告書を提出しなければならない。

（再委託の禁止）

- 5 乙は、あらかじめ甲に書面により申請し、承認された場合を除き、受託業務の処理を第三者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社を含む。）に委託してはならない。

（再委託における遵守事項）

- 6 乙は、受託業務の処理を委託する場合（2 以上の段階にわたる委託を含む。）は、以下の事項を遵守しなければならない。
 - （1）契約条項に基づいて乙が遵守すべき事項について、乙と同様に委託先にも遵守させること。
 - （2）故意又は過失を問わず委託先が行った一切の行為について、連帯して責任を負うこと。
 - （3）委託先と委託に関する契約を締結し、当該契約書の写しを甲へ提出すること。
 - （4）適正な履行を確認するために、定期的に委託先への調査を実施し、甲からその書類の提出を求められたときには速やかに提出すること。
 - （5）委託先において事故が生じたときは、直ちに乙に連絡させるとともに、報告書を提出させること。
 - （6）承認内容に変更が生じた場合には速やかに再申請すること。なお、長期継続契約については、年度更新時に変更がないか確認し、報告すること。

（複写又は複製の禁止）

- 7 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容を複写又は複製してはならない。ただし、受託業務の履行に複写又は複製が必要な場合は、その旨書面で提出し、甲から承認を得ることにより、複写又は複製することができる。

（情報の管理義務及び返還義務）

- 8 乙は、次の体制等により、契約の履行にあたり使用する甲の資料等を善良な管理者の注意をもって管理し、漏えい・流出及び滅失・毀損等の事故を防止しなければならない。

（1）施設設備の管理体制

乙は、事務室、電子計算機室、データ保管室その他受託した業務を実施するために使用する施設設備の保安体制を確保するものとする。

（2）情報の借用

乙は、受託業務の履行に必要な情報を甲から借用するときは、甲に「情報の借用に関する確

認書」を提出しなければならない。

(3) 情報の利用

乙は、甲から借用した情報を、USBメモリ等の可搬記憶媒体で取り扱ってはならず、やむを得ない場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を得なければならない。甲から借用した情報を可搬記憶媒体で持ち出す際は、データを暗号化するとともに日時、用途、内容等を記録し、利用状況を定期的に甲に報告しなければならない。

(4) 情報の返還

乙は、本契約の終了後又は解除後及び受託業務の履行中であっても、甲の請求があったときは、甲の資料等を甲の指示に従い直ちに返還しなければならない。また、甲に「情報の返還に関する確認書」を提出しなければならない。

(5) 情報の消去等

乙は、本契約の終了後又は解除後、甲に返還若しくは納入する物又は特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断、溶解その他の方法により復元不可能な状態にして消去又は廃棄するものとする。また、甲に「情報の消去及び廃棄に関する確認書」を提出しなければならない。

(6) 外国に所在するサーバ等の使用

乙は、外国に所在するサーバ等の設備を使用して個人情報を取り扱う場合は、当該国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、甲に「外国に所在するサーバ等の設備の使用に関する確認書」を提出しなければならない。

(立ち入り調査)

- 9 甲は、本契約の適正な履行を確認するために必要があると認めるときは、乙及び乙の委託先に対して立ち入り調査を実施することができる。なお、甲は指定する者に調査を行わせることができる。

(監査への協力)

- 10 乙は、甲が受ける情報セキュリティ監査等に協力を求められたときは、速やかに協力しなければならない。

(履行体制図及び対応マニュアルの作成)

- 11 乙は、業務の履行体制図及び情報の漏えい・流出及び滅失・毀損等の事故が発生した場合の対応マニュアルを作成し、甲に提出しなければならない。また、甲に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(情報セキュリティ対策実施状況の報告)

- 12 乙は、個人情報等の重要な情報資産を取り扱う場合及び甲の求めがある場合、情報セキュリティ対策の実施状況を書面により報告しなければならない。なお、甲の求める範囲がISMS（ISO 27001）の認証又は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）又はこれに準ずる第三者認証により証明できる場合は、それらの登録証の写しを提出することでこれに代えることができる。

(守秘義務違反等の場合の措置)

- 13 甲は、乙に守秘義務その他契約に違反する行為があったときは、法令及び契約条項に定める措置（告発、損害賠償請求等）を行うことができる。

(特定個人情報の項目)

- 14 乙は、本契約の履行にあたり、特定個人情報を取扱う場合は、その項目について、書面により甲に提出しなければならない。また、甲に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

(作業証跡)

- 15 乙は、本契約の履行にあたり作業証跡を記録し、甲の請求があったときは、作業証跡を提出しなければならない。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

- 16 甲は、本契約に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表するものとする。

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	情報セキュリティポリシーに基づく内部監査の一環で、チェックリストにて自己点検を全庁にわたり毎年度実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するため、定期的に情報セキュリティ監査を行っている。監査は情報セキュリティ内部監査と情報セキュリティ外部監査を必要性に応じ、組み合わせて実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	派遣労働者については「市民税課における派遣労働者を対象とする情報セキュリティ対策の基準について」より規定 ・派遣労働者に対して、セキュリティポリシーの理解と遵守及び情報システムの適正な運用を行うことを目的とする教育を行う。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・新規採用職員に対する、セキュリティポリシーの理解と遵守を確実にすることを目的とした教育をしている。 ・すべての職員に対する、情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を目的とした教育をしている。 ・情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育をしている。 ・情報セキュリティ内部監査員を養成するための教育をしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA (情報処理推進機構) が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則 (接続運用規程等) や情報セキュリティに関する教育を年次 (年2回) 及び随時 (新規要員着任時) 実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置>		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。また、請求方法について、ホームページにおいて要領を記載し、わかりやすい説明に努めている。
特記事項	市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無 料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	税務ファイル
公表場所	総務部法務課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:財務部市民税課、資産税課、納税課 電話:042-724-2114(市民税課)、042-724-2116(資産税課)、042-724-2121(納税課) FAX:050-3085-6084
②対応方法	窓口・電話・FAX等による。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年9月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	意見公募の実施について、広報まちだに記事を掲載し、ホームページ及び市庁舎、市民センター、駅前連絡所等にて全文を閲覧できるようにする。意見聴取の方法は、郵便、FAX、電子メールによる。
②実施日・期間	令和5年9月15日から令和5年10月15日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	評価書の内容に関する意見は寄せられなかった。
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年10月25日
②方法	株式会社NTTデータに委託し、点検を行った。
③結果	適合性・妥当性の観点から問題ないとの点検結果を得た。 なお意見として、下記2件の指摘があった。 ・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 <クラウド環境における措置>内の記述に関する作業主体が不明瞭です。作業主体が明確に分かるよう、明記することが望ましいです。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム2 ①システムの名称 地方税ポータル(eLTAX)システム (省略) システム3 ①システムの名称 コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付システム (省略) システム4 ①システムの名称 中間サーバー (省略) システム5 ①システムの名称 宛名システム兼連携システム (省略)	システム2 ①システムの名称 審査システム(eLTAX) (省略) システム3 ①システムの名称 国税連携システム(eLTAX) システム4 ①システムの名称 コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付システム (省略) システム5 ①システムの名称 中間サーバー (省略) システム6 ①システムの名称 宛名システム兼連携システム (省略) システム7 ①システムの名称 軽自動車検査情報市区町村提供システム (省略) 【変更箇所】 ・システム2「地方税ポータル(eLTAX)システム」をシステム2「審査システム(eLTAX)」及びシステム3「国税連携システム(eLTAX)」に分けて記載し、それに伴いシステム3～5をシステム4～6に変更 ・システム7「軽自動車検査情報市区町村提供システム」を追加	事前	重要な変更には該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)別表第1の16項(地方税法)	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)別表第1の16項(地方税法) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第16条 【変更箇所】 主務省令の該当条文を追加。	事後	根拠となる主務省令の追加記 載をするという形式的な変更 であるため重要な変更にあた らない
平成29年1月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報提供の制 限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が 含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、 28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、 58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、 80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、 106、107、108、113、114、115、116、117、120の 項) (省略) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 ・別表第2における情報提供の根拠 (省略)	番号法第19条第7号(特定個人情報提供の制 限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が 含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、 28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、 57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、 74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、 102、103、106、107、108、113、114、115、116、 117、120の項) (省略) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 ・別表第2における情報提供の根拠 (省略) ・別表第2における情報照会の根拠 (省略) 【変更箇所】 別表第2における情報提供の根拠に38及び85 の2を追加。また、主務省令の該当条文を追加。	事後	根拠となる主務省令の追加記 載や法令の題名等の形式的 な変更であるため重要な変更 に当たらない
平成29年1月31日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	櫻井 敦、勝又 一彦、吉田 公生	櫻井 敦、荻野 雅巳、田代 章憲	事後	重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(新規)	審査システム及び国税連携システム(eLTAX)経由の事務	事前	重要な変更に応当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う
平成29年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他 (地方税ポータル(eLTAX)システム、FAX、宛名システム兼連携システム)	[○]その他 (LGWAN、FAX、宛名システム兼連携システム) 【変更箇所】 「地方税ポータル(eLTAX)システム」を「LGWAN」に変更した。	事後	重要な変更に応当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(省略)	(省略) ○本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの(インターネット回線による)入手 審査システム(eLTAX)では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。 その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、 ・給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日まで ・固定資産税(償却資産)の申告書については、1月31日まで ・事業所税の申告書については、翌年の3月15日まで(個人の場合) などとされている。なお、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 (下欄に続く)	事前	重要な変更に応当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(省略)	○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)からの(DVDによる)入手 公的年金等支払者から、DVDで一般社団法人地方税電子化協議会に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、例えば、 ・公的年金等支払報告書については、1月31日まで ・特別徴収対象者情報の通知については、5月25日まで ・特別徴収税額通知の処理結果通知については、9月30日までなどとされている。なお、公的年金等支払報告書については、上記の提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 (下欄に続く)	事前	重要な変更該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う
平成29年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(省略)	○国税庁、他の市区町村からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手 国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書、法定調書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。 ・所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 ・法定調書情報は、2月及び5月に受領する。 ・他の市区町村から送付がある都度、受領する。	事前	重要な変更該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	(省略)	(省略) 7. eLTAXに関する事務 ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された地方税に係る申告書等データを審査システム(eLTAX)を通じて利用者より受け取る。 ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された所得税申告書等データを国税連携システム(eLTAX)を通じて国税庁より受け取る。 ・受け取った電子データを閲覧・印刷する。・受け取った電子データを税務システムに登録する。 【変更箇所】 「7. eLTAXに関する事務」を追加	事前	事前に提出・公表済みだが、1及び3に含まれていたeLTAXに関する事務について詳細化した。
平成29年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項3 地方税ポータル(eLTAX)システムの運用及び保守業務 (省略)	委託事項3 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)の運用及び保守業務 (省略)	事前	重要な変更には該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う
平成29年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	移転を行っている(20)件	移転を行っている(26)件	事前	重要な変更には該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先1 給与所得に係る特別徴収義務者 (省略) 提供先2 年金保険者 (省略) 提供先3 市町村 (省略) 提供先4 番号法第19条第7号別表第2に定める 情報照会者(別表1を参照) (省略) 提供先5 教育委員会 学務課 (省略) 提供先6 教育委員会 学務課 (省略) 提供先7 市町村 (省略) 提供先8 国税庁 (省略)	提供先1 給与所得に係る特別徴収義務者、年 金保険者 (省略) 提供先2 市町村、国税庁 (省略) 提供先3 番号法第19条第7号別表第2に定める 情報照会者(別表1を参照) (省略) 提供先4 教育委員会 学務課 (省略) 提供先5 市町村 (省略) 【変更箇所】 提供先1及び2を提供先1に、提供先3及び8を提 供先2に、提供先5及び6を提供先4に、それぞれ まとめた。これに伴い提供先4が提供先3に、提 供先7が提供先5にそれぞれ変更した。また、提 供先3の別表1を法改正に基づき変更した。	事前	重要な変更該当しない項目 の変更だが、任意に事前の提 出・公表を行う
平成29年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先7 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号	提供先5 ①法令上の根拠 番号法第19条第13号	事前	重要な変更該当しない項目 の変更だが、任意に事前の提 出・公表を行う
平成29年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先1～20 (省略)	移転先1 番号法第9条第2項に基づく町田市個 人番号及び特定個人情報の利用等に関する条 例に定める者(別表2参照) (省略) 【変更箇所】 番号法第9条第2項による条例制定を行った事 務を別表形式に整理。	事前	重要な変更該当しない項目 の変更だが、任意に事前の提 出・公表を行う
平成29年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先1～20 ①法令上の根拠 (省略)	移転先1 ①法令上の根拠 番号法第9条第2項に基づく町田市個人番号及 び特定個人情報の利用等に関する条例	事前	重要な変更該当しない項目 の変更だが、任意に事前の提 出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先1～20 ④移転する情報の対象となる本人の数 (省略)	移転先1 ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満	事前	重要な変更該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う
平成29年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先1～20 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 (省略)	移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 個人住民税の課税対象者(非課税の者を含む)及びその被扶養者	事前	重要な変更該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う
平成29年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先1～20 ⑥移転方法 (省略)	移転先1 ⑥移転方法 紙、その他	事前	重要な変更該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う
平成29年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	(省略)	市・都民税賦課 軽自動車税賦課 固定資産税・都市計画税賦課 市税収納 市税徴収(滞納整理) の個人情報業務登録票を最新のものに更新	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム7 ①システムの名称 軽自動車検査情報市区町村提供システム (省略)	削除	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(省略) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2における情報提供の根拠 (省略)	(省略) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2における情報提供の根拠 (省略) 【変更箇所】 改正後の主務省令の該当条文に変更した。	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成30年1月31日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	櫻井 敦、勝又 一彦、吉田 公生	河井 康雄、星野 中、田代 章憲	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	移転を行っている(26)件	移転を行っている(27)件	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先5 ①法令上の根拠 番号法第19条第13号	提供先5 ①法令上の根拠 番号法第19条第14号	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	項番1～26 (省略)	別表2に以下の移転先を追加 項番 27 移転先 学校教育部学務課 (省略)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年2月28日	Ⅰ 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	河井 康雄、星野 中、田代 章憲	(廃止)	事後	様式変更に伴い記載事項が削除されたため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年2月28日	Ⅰ 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	(新規)	財務部市民税課長、資産税課長、納税課長	事後	様式変更に伴い記載事項が追加されたため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年2月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(省略)	軽自動車税賦課 固定資産税・都市計画税賦課 の個人情報業務登録票を最新のものに更新	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 ④記録される項目 その妥当性	(省略)	(省略) 【変更箇所】 該当項目内に記載されている「軽自動車税」を「軽自動車税(種別割)」へ、「軽自税課税対象者」を「軽自動車税(種別割)課税対象者」へ、「軽自税課税資料」を「軽自動車税(種別割)課税資料」へ変更した。	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う
令和2年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム4 ①システムの名称 コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付システム (省略) システム5 ①システムの名称 中間サーバー (省略) システム6 ①システムの名称 宛名システム兼連携システム (省略)	システム4 ①システムの名称 課税支援システム (省略) システム5 ①システムの名称 給報OCRシステム (省略) システム6 ①システムの名称 中間サーバー (省略) システム7 ①システムの名称 宛名システム兼連携システム (省略) 【変更箇所】 ・システム4「コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付システム」を削除 ・システム4に「課税支援システム」を、システム5に「給報OCRシステム」を追加。それに伴いシステム5～6をシステム6～7に変更。	事前	重要な変更該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1 ②システムの機能 本システムの主な機能は次のとおり。 1. 個人住民税賦課事務に関する機能 ・個人住民税課税対象者及び市外被扶養者 (以下「個人住民税課税対象者等」という。)並び に特別徴収義務者の把握機能 ・個人住民税課税資料の情報管理機能 ・賦課徴収の決定(税額の通知)機能 ・納税通知書等の帳票発行機能 ・収入・所得情報の把握・管理機能	システム1 ②システムの機能 本システムの主な機能は次のとおり。 1. 個人住民税賦課事務に関する機能 ・個人住民税課税対象者及び市外被扶養者 (以下「個人住民税課税対象者等」という。)並び に特別徴収義務者の把握機能 ・収入・所得・控除情報の把握・管理機能 ・個人住民税課税資料の情報管理機能 ・賦課徴収の決定(税額の通知)機能 ・納税通知書等の帳票発行機能 【変更箇所】 「1. 個人住民税賦課事務に関する機能」に控除 情報を追加。それに伴い記載内容を整理した。	事後	重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1 ③他のシステムとの接続 (省略) [] その他()	システム1 ③他のシステムとの接続 (省略) [○] その他(課税支援システム)	事前	重要な変更該当しない項目 の変更だが、任意に事前の提 出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能 システム3 ②システムの機能 II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(省略)	(省略) 【変更箇所】 該当項目中に記載されている「一般社団法人地方税電子化協議会」を「地方共同法人地方税共同機構」へ変更した。	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム2 ②システムの機能 (省略) ・審査システム(eLTAX)には、 ①個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 (省略)	システム2 ②システムの機能 (省略) ・審査システム(eLTAX)には、 ①個人住民税: 給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、異動届等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、他自治体との間で寄附金税額控除に係る申告特例通知を送付及び受領する。 (省略) 【変更箇所】 送付、受領する資料に異動届及び寄附金税額控除に係る申告特例通知を追加。	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3 ②システムの機能 (省略) ・国税連携システム(eLTAX)には、 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。	システム3 ②システムの機能 (省略) ・国税連携システム(eLTAX)には、 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、他自治体との間で住民登録外課税通知を送付及び受領する。 【変更箇所】 送付、受領する資料に住民登録外課税通知を追加。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年9月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (省略) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2における情報提供の根拠 (省略)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (省略) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2における情報提供の根拠 (省略) 【変更箇所】 別表第2における情報提供の根拠に20及び53を追加。また、主務省令の該当条文を追加。	事後	根拠となる主務省令の追加記載等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和2年9月30日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(省略)	(省略) 【変更箇所】 システム更改	事前	重要な変更該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ③ 入手の時期・頻度	(省略) ○本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの(インターネット回線による)入手 (省略) ・給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日まで (省略) ○国税庁、他の市区町村からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手 (省略) ・他の市区町村から送付がある都度、受領する。	(省略) ○本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの(審査システム(eLTAX)による)入手 (省略) ・給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日まで ・寄附金税額控除に係る申告特例通知については、1月31日まで (省略) ○国税庁、他の市区町村からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手 (省略) 他の市区町村からの住登外課税通知、回送資料を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。 ・住民登録外課税通知は、5月31日までに受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。 ・他の市区町村から送付がある都度、受領する。 【変更箇所】 寄附金税額控除に係る申告特例通知及び住民登録外課税通知の入手時期を追加。	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 ③ 特定個人情報の入手・使用 ⑦ 使用の主体	使用部署 財務部 市民税課、資産税課、納税課 市民部 忠生市民センター、鶴川市民センター	使用部署 財務部 市民税課、資産税課、納税課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1. 個人住民税賦課事務 個人住民税課税資料の個人特定及び税額の通知に用いる。 2. 軽自動車税賦課事務 軽自税課税対象者の登録情報の把握及び税額の通知に用いる。 3. 固定資産税・都市計画税賦課事務 固定資産税課税対象者の登録情報の把握及び税額の通知に用いる。 4. 収納・滞納管理事務 (省略) 5. 証明書交付事務 (省略) 6. 情報連携事務 (省略) 7. eLTAXに関する事務 (省略)	1. 個人住民税賦課事務 個人住民税課税資料の個人特定及び情報提供ネットワークシステムによる照会に用いる。 2. 軽自動車税(種別割)賦課事務 情報提供ネットワークシステムによる照会に用いる。 3. 固定資産税・都市計画税賦課事務 固定資産税課税対象者の登録情報の把握に用いる。 4. 収納・滞納管理事務 (省略) 5. 情報連携事務 (省略) 【変更箇所】 「5. 証明書交付事務」及び「7. eLTAXに関する事務」を削除し、それに伴い順番を整理。また、「1. 個人住民税賦課事務」、「2. 軽自動車税(種別割)賦課事務」及び「3. 固定資産税・都市計画税賦課事務」の使用方法から税額の通知を削除し、1および2に情報提供ネットワークシステムによる照会を追加した。	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	個人住民税課税資料、固定資産税課税資料又は軽自税課税資料に記載された個人番号と宛名システム兼連携システムの情報を突合し、個人を特定する。特定できない場合には、住基ネットを利用し、個人を特定する。	個人住民税課税資料又は固定資産税課税資料に記載された個人番号で検索し、個人を特定する。特定できない場合には、住基ネットを利用し、個人を特定する。	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	15件	7件	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(省略) 委託事項4 コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付システムの保守業務 (省略) 委託事項5 外部記録媒体保管業務 (省略) 委託事項6 特別徴収税額通知書等の印刷及び封入封緘業務 (省略) 委託事項7 普通徴収納税通知書等の印刷及び封入封緘業務 (省略) 委託事項8 市民税・都民税課税資料のスキャン及びデータ入力(当初期)業務 (省略) 委託事項9 市民税・都民税課税資料のスキャン及びデータ入力(異動期)業務 (省略) 委託事項10 市民税・都民税申告書等(当初用)の印刷及び封入封緘業務 (省略) 委託事項11 市民税・都民税申告書等(催告)の印刷及び封入封緘業務 (省略) 委託事項12 給与支払報告書の事業所番号調べ業務 (省略) 委託事項13 軽自動車税納税通知書等の印刷及び封入封緘業務 (省略) 委託事項14 償却資産申告書データ入力業務 (省略) 委託事項15 固定資産税・都市計画税納税通知書の印刷及び封入封緘業務 (省略)	(省略) 委託事項4 外部記録媒体保管業務 (省略) 委託事項5 個人住民税課税資料のスキャン業務 (省略) 委託事項6 個人住民税課税資料処理の補助業務 (省略) 委託事項7 軽自動車税(種別割)課税資料データ入力および整理業務 【変更箇所】 委託事項4、6、7、10、11、12、13、14、15を削除し、委託事項6、7を追加。また、委託事項8及び9を委託事項5にまとめた。	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	eLTAX利用事業所から給与の支払を受ける者、公的年金等受給者及び償却資産を有している者並びに国税連携により受信された確定申告者及び法定調書の支払を受ける者	eLTAX利用事業所から給与の支払を受ける者、住民登録外課税の対象者、寄附金控除に係る申告特例制度の申請者、公的年金等受給者及び償却資産を有している者並びに国税連携により受信された確定申告者及び法定調書の支払を受ける者 【変更箇所】 住民登録外課税の対象者及び寄附金控除に係る申告特例制度の申請者を追加。	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	1万人以上10万人未満	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている (63)件 [○]移転を行っている (27)件 []行っていない	[○]提供を行っている (69)件 [○]移転を行っている (29)件 []行っていない	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先1 給与所得に係る特別徴収義務者、年金保険者 ②提供先における用途 給与所得に係る特別徴収税額の徴収 年金所得に係る特別徴収税額の徴収	提供先1 給与所得に係る特別徴収義務者 年金所得に係る特別徴収義務者 ②提供先における用途 給与所得に係る特別徴収税額の徴収に関する事務 年金所得に係る特別徴収税額の徴収に関する事務	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先2 市町村、国税庁 ①法令上の根拠 番号法第19条第9号、地方税法第294条第3項 ②提供先における用途 賦課期日現在において町田市に住民登録をされていないが住所を有する者に市民税・都民税の賦課決定を行った際に、住民基本台帳に記録されている市町村長へ通知し、二重課税を防止する。 扶養控除の是正。 ③提供する情報 個人番号、氏名、生年月日、賦課期日現在における住所、住民登録地、徴収方法、扶養是正情報等のデータ連携に係るインターフェース仕様書による ④提供する情報の対象とする本人の数 1万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 賦課期日現在において町田市に住民登録をされていないが住所を有する者、扶養控除の是正対象者 ⑦時期・頻度 5月、6月及び賦課決定した都度	提供先2 市町村 都道府県 国税庁 ①法令上の根拠 番号法第19条第9号及び第14号、地方税法第46条第4項、同法第294条第3項、同法第317条 ②提供先における用途 国税及び地方税に関する事務 その他公益上の必要がある事務 ③提供する情報 個人住民税課税対象者情報、個人住民税課税情報、個人住民税課税資料、扶養是正情報等 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 賦課期日現在において町田市の住民基本台帳に記録されていないが町田市に住所を有する者、町田市に課税権がなく個人住民税課税資料がある者、閲覧対象者、町田市で所得計算し直した者、扶養控除の是正対象者、提供の求めに応ずる範囲における個人住民税該当者 ⑦時期・頻度 5月、6月及び賦課決定した都度、町田市に提出され判明した都度、提供の求めが行われた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先3 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者（別表1を参照） ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2 ②提供先における用途 番号法第19条第7号別表第2で規定された事務 ③提供する情報 番号法第19条第7号で定める地方税関係情報	提供先3 番号法別表2に定める情報照会者（別表1を参照）及び第8号に定める条例事務関係情報照会者 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号及び第8号 ②提供先における用途 番号法別表2で定める事務及び同事務に準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定める事務 ③提供する情報 番号法別表2で定める地方税関係情報	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供先5 市町村 ①法令上の根拠 番号法第19条第14号 ②提供先における用途 個人住民税の賦課徴収及び軽自動車税の賦課徴収 ③提供する情報 町田市で課税しない者に係る個人住民税課税資料及び町田市で課税しない者又は課税していない者に係る軽自動車税課税資料 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 町田市で課税しない者に係る個人住民税課税資料及び町田市で課税しない者又は課税していない者に係る軽自動車税課税資料が町田市に提出された者	提供先5 個人情報保護委員会 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある者 審査請求に対する裁決をすべき当該地方公共団体の機関 ①法令上の根拠 番号法第19条第12号、第15号及び第16号 ②提供先における用途 個人情報保護委員会からの求めによる人の生命、身体又は財産の保護のためによる審査請求に対する裁決をすべき当該地方公共団体の機関による諮問 ③提供する情報 提供の求めに応ずる範囲における個人住民税課税情報及び個人住民税課税資料 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 提供の求めに応ずる範囲における個人住民税該当者 ⑦時期・頻度 提供の求めが行われた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	①保管場所 (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	①保管場所 (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> > ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手（情 報提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。） リスク1：目的外の入手が行わ れるリスク その他の措置の内容	個人住民税課税資料及び軽自税課税資料につ いては、その資料の提出者が把握している住所 地に郵送した結果、賦課期日時点における住所 地と異なることがあるため、目的外の入手が一 時的に行われてしまう可能性があるが、当市で は遅滞なく正しい賦課期日住所を調査した上で 回送する措置をとっており、目的外の情報を保 有しないようにしている。 （省略）	個人住民税課税資料については、その資料の 提出者が把握している住所地に郵送した結果、 賦課期日時点における住所地と異なることがあ るため、目的外の入手が一時的に行われてしま う可能性があるが、当市では遅滞なく正しい賦 課期日住所を調査した上で回送する措置をとっ ており、目的外の情報を保有しないようにしてい る。 （省略）	事後	重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3：従業員が事務外で使 用するリスク リスクに対する措置の内容	（省略） ＜その他の措置の内容＞ ・委託先については契約時に情報セキュリティ 確保・個人情報保護のための特記仕様書を添 付している。 （省略）	（省略） ＜その他の措置の内容＞ ・委託に際しては、契約書に「情報セキュリティ 確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付 している。 （省略）	事後	重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 情報保護管理体制の確認	（省略） ・委託先については契約書に「情報セキュリティ 確保・個人情報保護のための特記仕様書」を添 付し、町田市個人情報保護条例、町田市セキュ リティポリシーを遵守させている。	（省略） ・委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・ 個人情報保護のための特記仕様書」を付し、町 田市個人情報保護条例、町田市セキュリティポ リシーを遵守させている。	事後	重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和2年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定 規定の内容	委託先については契約書に「情報セキュリティ 確保・個人情報保護のための特記仕様書」を添 付し、町田市個人情報保護条例、町田市セキュ リティポリシーを遵守させている。 （省略）	委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・個 人情報保護のための特記仕様書」を付し、町田 市個人情報保護条例、町田市セキュリティポリ シーを遵守させている。 （省略）	事後	重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行わ れるリスク	(省略) ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネット ワークシステムに情報照会を行う際には、情報 提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照 合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワー クシステムに求め、情報提供ネットワークシ ステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を 実施することになる。つまり、番号法上認められ た情報連携以外の照会を拒否する機能を備え ており、目的外提供やセキュリティリスクに対応 している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※ 3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイ ン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末 の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する 仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した 特定個人情報の照会及び照会した情報の受領 を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基 づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供 者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化し たもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職 員に付与された権限に基づいた各種機能や特 定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	(省略) ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネット ワークシステムに情報照会を行う際には、提供 許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リ スト(※2)との照合を情報提供ネットワー クシステムに求め、情報提供ネットワークシ ステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する ことになる。つまり、番号法上認められた情報連 携以外の照会を拒否する機能を備えており、目 的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※ 3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイ ン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末 の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する 仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した 特定個人情報の照会及び照会した情報の受領 を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワ ークシステムを使用した特定個人情報の提供に係 る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個 人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断する ために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職 員に付与された権限に基づいた各種機能や特 定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事前	重要な変更該当する項目の 変更が含まれるため、事前に 提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク	(省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	(省略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う
令和2年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策	(省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	(省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月30日	IV その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発	(省略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	(省略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う
令和3年2月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1②システムの機能	6. 情報連携事務に関する機能 ・宛名情報の把握・管理機能 ・税務情報を必要とする各業務への情報連携機能 ・中間サーバー及び団体内統合宛名との連携機能 ・コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付(課税・非課税証明書)のための連携機能	6. 情報連携事務に関する機能 ・宛名情報の把握・管理機能 ・税務情報を必要とする各業務への情報連携機能 ・宛名システム兼連携システムとの連携機能 ・コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付(課税・非課税証明書)のための連携機能	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年2月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	①入手元 [○]その他(日本年金機構、軽自動車検査協会、自動車検査登録事務所) ②入手方法 [○]その他(LGWAN、FAX、宛名システム兼連携システム) ③入手の時期・頻度 (新規) ⑤本人への明示 賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、同法第317条の6、同法第343条、同法第380条及び同法第442条の2の条文並びに番号法第9条に基づく処理	①入手元 [○]その他(日本年金機構) ②入手方法 [○]その他(LGWAN、宛名システム兼連携システム) ③入手の時期・頻度 ○他の市区町村からの入手 ・賦課決定に必要な都度、所得や控除等の情報を照会する。 ・賦課決定に必要な都度、障害情報を照会する。 ・申請の都度、減免決定のために障害情報を照会する。 ・賦課決定に必要な都度、生活保護情報を照会する。 ・申請の都度、減免決定のために生活保護情報を照会する。 ⑤本人への明示 賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、同法第317条の6、同法第343条、同法第380条及び同法第442条の2の条文並びに番号法第9条並びに同法第19条第7号別表27に基づく処理	事後	①は、リスクを明らかに低減させる変更であり、重要な変更該当しないため、事前の提出・公表が義務付けられない それ以外は、重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6②システムの機能	(省略) 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能。 (省略) 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 (省略) 8. セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 (省略) 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う機能。	(省略) 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム兼連携システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (省略) 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 (省略) 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復合や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 (省略) 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能。	事前	重要な変更該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う。
令和4年3月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6②システムの機能	(新規)	11. 自己情報提供機能 自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 12. お知らせ機能 お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。	事前	重要な変更該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月16日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7	②システムの機能 2. 中間サーバー情報連携機能 各業務システムと中間サーバーとの情報連携を行う。 ③他のシステムとの接続 []情報提供ネットワークシステム	②システムの機能 2. 中間サーバー情報連携機能 各業務システムと情報提供ネットワークシステムを介して中間サーバーとの情報連携を行う。 ③他のシステムとの接続 [○]情報提供ネットワークシステム	事前	重要な変更には該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う。
令和4年3月16日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、 27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、 53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、 70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、 101、102、103、106、107、108、113、114、115、 116、117、120の項) (省略) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 ・別表第2における情報提供の根拠 (省略) ・別表第2における情報照会の根拠 (省略)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、 27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、 48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、 67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、 97、101、102、103、106、107、108、113、114、 115、116、117、120の項) (省略) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 ・別表第2における情報提供の根拠 (省略) ・別表第2における情報照会の根拠 (省略) 【変更箇所】 番号法第19条第7号を第19条第8号に変更 別表第2における情報提供の根拠に30を追加。 主務省令の該当条文を追加、修正。	事後	根拠となる主務省令の追加記載等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和4年3月16日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:財務部市民税課、資産税課、納税課 電話:042-724-2114(市民税課)、042-724- 2116(資産税課)、042-724-2122(納税課) FAX:050-3085-6084	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:財務部市民税課、資産税課、納税課 電話:042-724-2114(市民税課)、042-724- 2116(資産税課)、042-724-2121(納税課) FAX:050-3085-6084	事後	重要な変更には該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、同法第317条の6、同法第343条、同法第380条及び同法第442条の2の条文並びに番号法第9条並びに同法第19条第7号別表27に基づく処理	賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、同法第317条の6、同法第343条、同法第380条及び同法第442条の2の条文並びに番号法第9条並びに同法第19条第8号別表27に基づく処理	事後	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う
令和4年3月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものを除く) ⑤法令上の根拠 提供先2	番号法第19条第9号及び第14号、地方税法第46条第4項、同法第294条第3項、同法第317条	番号法第19条第10号及び第15号、地方税法第46条第4項、同法第294条第3項、同法第317条	事後	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う
令和4年3月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものを除く) ⑤法令上の根拠 提供先3	番号法別表2に定める情報照会者(別表1を参照)及び同法第19条第8号に定める条例事務関係情報照会者 番号法第19条第7号及び第8号	番号法別表2に定める情報照会者(別表1を参照)及び同法第19条第9号に定める条例事務関係情報照会者 番号法第19条第8号及び第9号	事後	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う
令和4年3月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものを除く) ⑤法令上の根拠 提供先4	番号法第19条第10号に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 別表第3	番号法第19条第11号に基づく町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例 別表第3	事後	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う
令和4年3月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の提供・移転(委託を伴うものを除く) ⑤法令上の根拠 提供先5	番号法第19条第12号、第15号及び第16号	番号法第19条第13号、第16号及び第17号	事後	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う
令和5年3月15日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	町田市は、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	町田市は、「地方税法」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(以下「公金受取口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日	I 基本情報 5. 個人番号の利用※ 法令上の根拠		101項	事前	重要な変更に応ずる項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う
令和5年3月15日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2における情報提供の根拠 第1条第2号口、第2条第7号口、第2条第8号口、第2条第10号口、第2条第11号口、第2条第12号、第2条第13号、第2条第14号、第2条第15号、第2条第16号、第2条第17号口、第3条第8号口、第3条第9号口、第3条第11号口、第3条第12号口、第3条第13号、第3条第14号、第3条第15号、第3条第16号、第3条第17号、第4条第2号口、第6条第4号、第6条第5号イ、第6条第6号イ、第6条第7号イ、第6条第8号イ、第6条第9号、第6条第10号、第6条第11号、第6条第12号、第6条第13号、第7条第1号イ、第7条第2号口、第7条第3号口、第7条第4号イ、第7条第5号イ、第8条第1号二、第8条第2号二、第10条第1号口、第10条第3号口、第10条第4号口、第10条第5号イ、	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、103、106、107、108、113、114、116、117、120、121の項) ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項) 第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(121の項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2における情報提供の根拠 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、	事前	重要な変更に応ずる項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日		(続き) 第12条第1号ロ、第12条第2号イ、第12条第3号イ、第12条第4号ロ、第12条第6号イ、第12条第7号、第12条第8号ロ、第13条第1号イ、第13条第2号ハ、第14条第3号ハ、第16条第1号、第19条第1号カ、第20条第1号、第20条第4号、第20条第10号イ、第21条第7号、第22条第1号ハ、第22条の3第1号イ、第22条の3第3号、第22条の3条第4号、第22条の3条第7号イ、第22条の3第8号、第22条の3第9号、第22条の3第10号、第22条の3第11号、第22条の4第1項第2号ハ、第23条第2号、第24条第2号、第24条の2第3号ロ、第24条の2第4号ロ、第24条の2第9号ロ、第24条の2第10号ロ、第24条の2第11号、第24条の2第12号、第24条の2第13号、第24条の2第14号、第24条の2第15号、第24条の3第1号、第25条第1号、第25条第2号ロ、第25条第3号ロ、第25条第6号、第25条第7号イ、第25条第11号、第25条第12号、第25条第13号、第25条第14号、第25条第15号、第25条第16号、第26の3条第1号イ、第26の3条第3号イ、第27条第3号ハ、第28条第1号二、第31条第1号二、第31条第3号、第31条第3の2号、第31条第5号二、第31条第6号二、第31条の2第4号ロ、第31条の2第5号ロ、第31条の2第10号ロ、第31条の2第11号ロ、第31条の2第12号、第31条の2第13号、第31条の2第14号、第31条の2第15号、第31条の2第16号、第31条の3第1号、第32条第1号ロ、第32条第2号ロ、第33条第4号、第34条第1号、第34条第2号、第34条第3号、第35条第3号、第36条第1号イ、第36条第2号イ、第36条第3号、第37条第1号イ、第37条第3号、第38条第1号イ、第38条第2号、第38条第3号、第39条第3号。	(続き) 第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月15日		(続き) 第40条第1号イ、第40条第3号イ、第43条第1号イ、第43条第2号ロ、第43条第3号ロ、第43条第5号ロ、第43条第8号、第43条第9号、第43条第10号、第43条第11号、第43条第12号、第43条第13号、第43の3条第1号、第43の4条第1号ハ、第44条第1号カ、第44条の3第1号、第45条第1号、第47条第2号ハ、第47条第3号ハ、第47条第4号ハ、第47条第5号ハ、第47条第6号ハ、第47条第7号ハ、第47条第8号ハ、第47条第9号ハ、第47条第10号ハ、第47条第11号ハ、第47条第12号ハ、第47条第13号ハ、第47条第14号ハ、第47条第15号ハ、第47条第16号ハ、第47条第17号ハ、第47条第18号ハ、第47条第20号ハ、第47条第21号ハ、第47条第24号ハ、第49条第1号イ、第49条第3号イ、第49の2条第1号、第50条第2号イ、第50条第3号、第50条第4号、第51条第2号イ、第51条第3号、第51条第4号、第53条第1号ヘ、第53条第2号ホ、第53条第3号ニ、第53条第4号、第53条第5号ロ、第54条第1号ロ、第54条第4号ロ、第54条第5号、第55条第1号ロ、第55条第6号イ、第55条第7号イ、第55条第9号イ、第55条第10号ロ、第55条第11号ロ、第58条第1号ロ、第58条第2号ロ、第59条第1号、第59条の2の2第1号、第59条の2の2第6号ロ、第59条の2の3第1号、第59条の3第1号ニ、第59条の3第2号ニ、第59条の2の4 ・別表第2における情報照会の根拠 第20条第1号、同条第2号イ及びロ、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第8号	(続き) 第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 ・別表第2における情報照会の根拠 第20条、第59条の4		
令和5年3月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	その他(世帯構成情報、戸籍情報、外国人情報)	その他(世帯構成情報、戸籍情報、外国人情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報)	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<コンピュータ室における措置> 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・施設案内を最小限の表示としている。 ・不正侵入者等の防止として、常時施錠し、必要の都度、開閉している。 ・入退室者の登録管理を行っている。 ・入室者は、常時、名札を着用させている。 ・機器等への未承認のアクセス(操作、触れる等)を禁止している。 ・室内の撮影等を禁止している。 ・危険物等(機器の動作に影響を与えるおそれのある通信機器を含む)の持ち込みを禁止している。 設備状況 ・施錠管理できるサーバラック、監視カメラ、冗長化電源設備、無停電電源装置、非常用電源、専用空調設備、消火設備等。 <事務室における措置> 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)を使用している。	<事務室における措置> 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)を使用している。	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		(続き) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	(続き) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 【変更箇所】 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・データベースに記録されたデータのうち、法定保存年限を経過したデータをシステムにて判別し消去する。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・記録装置及び記録媒体は、物理的に破壊又はデータ復元不能化処理を行っている。 ・紙媒体は、シュレッダーによる破碎、溶解、焼却等の情報の復元不能化処理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・データベースに記録されたデータのうち、法定保存年限を経過したデータをシステムにて判別し消去する。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・記録装置及び記録媒体は、物理的に破壊又はデータ復元不能化処理を行っている。 ・紙媒体は、シュレッダーによる破碎、溶解、焼却等の情報の復元不能化処理を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	重要な変更該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う。
			(続き) <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになる。この移行に際しては、システム基盤運用事業者がデータ抽出及び利用しなくなった環境の消去等を実施し、開発事業者がクラウド環境へのデータ投入等を実施する。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	町田市情報セキュリティポリシーにより規定 <コンピュータ室における措置> ・施設案内を最小限の表示としている。 ・不正侵入者等の防止として、常時施錠し、必要 の都度、開閉している。 ・入退室者の登録管理を行っている。 ・入室者は、常時、名札を着用させている。 ・機器等への未承認のアクセス(操作、触れる 等)の禁止している。 ・室内の撮影等の禁止している。 ・危険物等(機器の動作に影響を与えるおそれ のある通信機器を含む)の持ち込み禁止してい る。 設備状況 ・施錠管理できるサーバラック、監視カメラ、冗 長化電源設備、無停電電源装置、非常用電源、 専用空調設備、消火設備等。	町田市情報セキュリティポリシーにより規定	事前	重要な変更該当する項目の 変更が含まれるため、事前に 提出・公表を行う
		(続き) <事務室における措置> ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室 管理簿への記載や、来客者用名札の着用等に より、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管 し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン 等)を使用している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ①中間サーバー・プラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及び施錠管理をすることとしている。ま た、設置場所はデータセンター内の専用の領域 とし、他テナントとの混在によるリスクを回避す る。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒 体、通信機器などを不正に所持し、持出持込す ることがないよう、警備員などにより確認してい る。	(続き) <事務室における措置> ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室 管理簿への記載や、来客者用名札の着用等に より、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管 し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン 等)を使用している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ①中間サーバー・プラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及び施錠管理をすることとしている。ま た、設置場所はデータセンター内の専用の領域 とし、他テナントとの混在によるリスクを回避す る。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒 体、通信機器などを不正に所持し、持出持込す ることがないよう、警備員などにより確認してい る。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			(続き) <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	・端末は記録媒体が接続できない仕様になっている。 ・端末はインターネット接続ができない仕様になっている。 ・特定個人情報を回線により入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いている。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・ウイルス対策ソフトを導入している。 ・ウイルス対策の対象は、サーバ、クライアント(端末)及びゲートウェイを含めた、包括的な対策を講じている。 ・常に最新のウイルス定義ファイル(パターンファイル)を使用している。 ・定期的にウイルス対策の実施状況を確認している。 ・インターネット等外部ネットワークとは分離し、不正アクセス防止をしている。 ・外部接続(インターネット接続を含む)におけるアクセス制御に関する管理策として、ファイアウォールやルータを設置している。 ・ハードウェア及びソフトウェアには、セキュリティ修正プログラムを適用している。 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。	・端末は記録媒体が接続できない仕様になっている。 ・端末はインターネット接続ができない仕様になっている。 ・特定個人情報を回線により入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いている。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・ウイルス対策ソフトを導入している。 ・ウイルス対策の対象は、サーバ、クライアント(端末)及びゲートウェイを含めた、包括的な対策を講じている。 ・常に最新のウイルス定義ファイル(パターンファイル)を使用している。 ・定期的にウイルス対策の実施状況を確認している。 ・インターネット等外部ネットワークとは分離し、不正アクセス防止をしている。 ・外部接続(インターネット接続を含む)におけるアクセス制御に関する管理策として、ファイアウォールやルータを設置している。 ・ハードウェア及びソフトウェアには、セキュリティ修正プログラムを適用している。 ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		(続き) ・情報資産は適切に保管している。 ・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト(ログオフ)、画面表示を起動初期状態(情報の検索結果などが表示されていない状態)にする等 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	(続き) ・情報資産は適切に保管している。 ・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト(ログオフ)、画面表示を起動初期状態(情報の検索結果などが表示されていない状態)にする等 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			(続き) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 消去手順 手順の内容	・保管期間の過ぎた特定個人情報、地方税務事務に必要なかを判別したうえ消去する。 ・消去処理の実施後、抹消されていることを確認する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 ・紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて外部業者による裁断溶解処理を行う。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・記録装置及び記録媒体は、物理的に破壊又はデータ復元不能化処理を行っている。 ・紙媒体は、シュレッダーによる破碎、溶解、焼却等の情報の復元不能化処理を行っている。 ・情報資産の廃棄時には、必要に応じ、廃棄日時、廃棄担当者、処理内容を記録している。	・保管期間の過ぎた特定個人情報は、地方税務事務に必要なかを判別したうえ消去する。 ・消去処理の実施後、抹消されていることを確認する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 ・紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて外部業者による裁断溶解処理を行う。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・記録装置及び記録媒体は、物理的に破壊又はデータ復元不能化処理を行っている。 ・紙媒体は、シュレッダーによる破碎、溶解、焼却等の情報の復元不能化処理を行っている。 ・情報資産の廃棄時には、必要に応じ、廃棄日時、廃棄担当者、処理内容を記録している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	重要な変更該当項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う
令和5年11月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するため、定期的に情報セキュリティ監査を行っている。監査は情報セキュリティ内部監査と情報セキュリティ外部監査を必要性に応じ、組み合わせて実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ・情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するため、定期的に情報セキュリティ監査を行っている。監査は情報セキュリティ内部監査と情報セキュリティ外部監査を必要性に応じ、組み合わせて実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	重要な変更該当項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う
令和5年11月1日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	7件	8件	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う
令和5年11月1日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8	(新規)	(省略)	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外 で使用するリスク リスクに対する措置の内 容	・端末は記録媒体が接続できない仕様になっている。 ・端末はインターネット接続ができない仕様になっている。 ・特定個人情報を回線を通じて入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いている。 派遣労働者については派遣契約約款により以下を規定 ・派遣元は派遣業務の遂行により知り得た個人情報を第三者に漏えいしないものとし、これを派遣労働者に遵守・徹底させることとしている。また、契約終了後においても同様としている。 ・機密保持義務履行の誓約書の提出を派遣元に求めることができる。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定 ＜コンピュータ室における措置＞ ・施設案内を最小限の表示としている。 ・不正侵入者等の防止として、常時施錠し、必要の都度、開閉している。 ・入退室者の登録管理を行っている。 ・入室者は、常時、名札を着用させている。 ・機器等への未承認のアクセス(操作、触れる等)を禁止している。 ・室内の撮影等を禁止している。 ・危険物等(機器の動作に影響を与えるおそれのある通信機器を含む)の持ち込みを禁止している。 設備状況 ・施錠管理できるサーバラック、監視カメラ、冗長化電源設備、無停電電源装置、非常用電源、専用空調設備、消火設備等。	・端末は記録媒体が接続できない仕様になっている。 ・端末はインターネット接続ができない仕様になっている。 ・特定個人情報を回線を通じて入手する場合は、他のシステムからのアクセスが行えない専用回線を用いている。 派遣労働者については派遣契約約款により以下を規定 ・派遣元は派遣業務の遂行により知り得た個人情報を第三者に漏えいしないものとし、これを派遣労働者に遵守・徹底させることとしている。また、契約終了後においても同様としている。 ・機密保持義務履行の誓約書の提出を派遣元に求めることができる。 町田市情報セキュリティポリシーにより規定	事前	重要な変更該当する項目の変更が含まれるため、事前に提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<事務室における措置> ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)を使用している。 <アクセス制御> ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・情報資産は適切に保管している。 ・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト(ログオフ)、画面表示を起動初期状態(情報の検索結果などが表示されていない状態)にする等。	<事務室における措置> ・関係者以外立ち入り禁止等を表示している。 ・職員については、名札を着用している。 ・来庁者の立ち入りを承認する場合は、入退室管理簿への記載や、来客者用名札の着用等により、入退管理をしている。 ・紙媒体については、鍵付きキャビネットで保管し、退庁時に施錠している。 ・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)を使用している。 <アクセス制御> ・システムや端末利用者を識別するアカウントの管理を行う。 ・アカウントのアクセス権限は、必要最小限度の設定としている。 ・異動等により、不要となったアカウントについては削除している。 ・管理者権限アカウントは、必要最小限度の利用とし、通常運用時には、一般権限のアカウントを利用している。 ・不正アクセス時の追跡、不正アクセスの事前対策を講じる手段として定期的にログを監視・保管している。 ・情報資産は適切に保管している。 ・端末は画面表示を覗き見不可能な場所に設置、または覗き見防止フィルターを設置している。 ・離席時は、次の適切な管理を行っている。パソコンの電源を切る、パスワード付スクリーンセーバー、パソコンのキーボードロック、ログアウト(ログオフ)、画面表示を起動初期状態(情報の検索結果などが表示されていない状態)にする等。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		＜その他の指直＞ ・委託に際しては、契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付している。 ・新規採用職員に対する、セキュリティポリシーの理解と遵守を確実にすることを目的とした教育をしている。 ・すべての職員に対する、情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を目的とした教育をしている。 ・情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育をしている。 ・情報セキュリティ内部監査員を養成するための教育をしている。 ・情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するため、定期的に情報セキュリティ監査を行う。監査は情報セキュリティ内部監査と情報セキュリティ外部監査を必要性に応じ、組み合わせて実施する。	＜その他の指直＞ ・委託に際しては、契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付している。 ・新規採用職員に対する、セキュリティポリシーの理解と遵守を確実にすることを目的とした教育をしている。 ・すべての職員に対する、情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を目的とした教育をしている。 ・情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育をしている。 ・情報セキュリティ内部監査員を養成するための教育をしている。 ・情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するため、定期的に情報セキュリティ監査を行う。監査は情報セキュリティ内部監査と情報セキュリティ外部監査を必要性に応じ、組み合わせて実施する。		
令和5年11月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	町田市個人情報保護条例 第1条 この条例は、市民が自己に関する個人情報の主体であることにかんがみ、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする。	(削除)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付し、町田市個人情報保護条例、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。	・委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付し、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更該当しない
令和5年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 既定の内容	委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付し、町田市個人情報保護条例、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。	委託先には契約書に「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書」を付し、町田市セキュリティポリシーを遵守させている。	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	磁気データの管理と取扱いに関する要領により規定 第5 磁気データの利用 1 磁気データの処理を新たに行い、又は変更するに当たり、他業務の磁気データを利用しようとする課(以下「データ利用課」という。)の情報管理者は、データ保有課の情報管理者に対し、磁気データの利用を申請して承諾を得なければならない。 2 データ利用課の情報管理者は、前項の承諾を得た範囲内においてのみ、磁気データを利用できる。 3 前項の規定により、個人情報に係る処理を行うときは、町田市個人情報保護条例の規定を遵守しなければならない。 町田市個人情報保護条例により規定(目的外利用、外部提供の制限) 第13条 実施機関は、収集した保有個人情報について、第7条第1項の規定により登録された業務の目的の範囲を超えての利用(以下「目的外利用」という。)及び市の機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)を行ってはならない。 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、法令に特別の定めがある場合又は正当な職務執行に関連する場合で、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、目的外利用又は外部提供を行うことができる。	磁気データの管理と取扱いに関する要領により規定 第5 磁気データの利用 1 磁気データの処理を新たに行い、又は変更するに当たり、他業務の磁気データを利用しようとする課(以下「データ利用課」という。)の情報管理者は、データ保有課の情報管理者に対し、磁気データの利用を申請して承諾を得なければならない。 2 データ利用課の情報管理者は、前項の承諾を得た範囲内においてのみ、磁気データを利用できる。	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更 に該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	磁気データの管理と取扱いに関する要領により規定 第5 磁気データの利用 1 磁気データの処理を新たに行い、又は変更するに当たり、他業務の磁気データを利用しようとする課(以下「データ利用課」という。)の情報管理者は、データ保有課の情報管理者に対し、磁気データの利用を申請して承諾を得なければならない。 2 データ利用課の情報管理者は、前項の承諾を得た範囲内においてのみ、磁気データを利用できる。 3 前項の規定により、個人情報に係る処理を行うときは、町田市個人情報保護条例の規定を遵守しなければならない。 町田市個人情報保護条例により規定(目的外利用、外部提供の制限) 第13条 実施機関は、収集した保有個人情報について、第7条第1項の規定により登録された業務の目的の範囲を超えての利用(以下「目的外利用」という。)及び市の機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)を行ってはならない。 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、法令に特別の定めがある場合又は正当な職務執行に関連する場合で、審議会に諮問し、その答申に基づき行うときは、目的外利用又は外部提供を行うことができる。	磁気データの管理と取扱いに関する要領により規定 第5 磁気データの利用 1 磁気データの処理を新たに行い、又は変更するに当たり、他業務の磁気データを利用しようとする課(以下「データ利用課」という。)の情報管理者は、データ保有課の情報管理者に対し、磁気データの利用を申請して承諾を得なければならない。 2 データ利用課の情報管理者は、前項の承諾を得た範囲内においてのみ、磁気データを利用できる。	事後	個人情報保護法施行に伴う、個人情報保護条例に係る記述の削除のため、重要な変更該当しない
令和5年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 消去手順 ⑤物理的対策	・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)を使用している。	・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。	事後	事前に提出・公表済みの内容について詳細化した。
令和5年11月1日	Ⅱ ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)を使用している。	・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン等)の使用または鍵付キャビネットへの保管を行っている。	事後	事前に提出・公表済みの内容について詳細化した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを 通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定 個人情報漏えい・紛失する リスク	・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン 等)を使用している。	・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン 等)の使用または鍵付キャビネットへの保管を 行っている。	事後	事前に提出・公表済みの内容 について詳細化した。
令和5年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3:従業者が事務外 で使用するリスク リスクに対する措置の内 容	・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン 等)を使用している。	・端末については、盗難防止具(鍵付チェーン 等)の使用または鍵付キャビネットへの保管を 行っている。	事後	事前に提出・公表済みの内容 について詳細化した。
令和5年11月1日	(別添2)ファイル記録項目	別紙「個人情報業務登録票」及び「個人情報コ ンピュータ処理等登録票」のとおり	別紙「個人情報ファイル簿」のとおり	事後	重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和5年11月1日	(別添2)ファイル記録項目(2)	「個人情報業務登録票」及び「個人情報コン ピュータ処理等登録票」	「個人情報ファイル簿」	事後	重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和5年11月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託契約書中の特定個人 情報ファイルの取扱いに関す る規定 規定の内容	13. 情報の取り扱いに関する教育の履行	13. 情報の取扱いに関する教育の履行	事後	表記揺らぎの修正
令和7年4月1日	(別添1)事務内容	住記ネットCS端末	住記ネット統合端末	事後	重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	(別添1)事務内容	南市民センター(南町田駅前連絡所を含む)	南市民センター	事後	重要な変更該当しない項目 の変更であるため、事前の提 出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(省略) 番号法第9条別表第1 (省略)	(省略) 番号法第9条第1項別表24の項 (省略)	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	I 基本情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(省略) ・第9条(利用範囲)別表第1の16項(地方税法)、101項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第16条	・第9条第1項別表24の項、135項 ・第9条第2項	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (省略) ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項) 第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(121の項) 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・別表第2における情報提供の根拠 (省略) ・別表第2における情報照会の根拠 (省略)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に地方税関係情報が含まれる項(48の項) ・第1欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(160の項)	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、同法第317条の6、同法第343条、同法第380条及び同法第442条の2の条文並びに番号法第9条並びに同法第19条第8号別表27に基づく処理	賦課に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、同法第317条の6、同法第343条、同法第380条及び同法第442条の2の条文並びに番号法第9条並びに番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3	番号法別表2に定める情報照会者(別表1を参照)及び同法第19条第9号に定める条例事務関係情報照会者	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別表1を参照)及び同法第19条第9号に定める条例事務関係情報照会者	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 別表1 表題	(別表1) 番号法第19条第7号別表2に定める情報照会者	(別表1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 別表1 項番(別表2)の列	(省略)	削除	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 別表1 情報提供者の列	(省略)	削除	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 別表1 項番の列	(省略)	番号法一部改正法の施行に伴う項ずれを修正	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 別表1 情報照会者の列	(省略)	番号法一部改正法の施行に伴う項ずれを修正	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 別表1	(追記)	項番4,41,55,61～73追記	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 別表1	・項番:16 ・項番(別表2):29 ・情報照会者:二十九 厚生労働大臣又は共済組合等 ・事務:地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・情報提供者:市町村長 ・特定個人情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 別表1	・項番:57 ・項番(別表2):115 ・情報照会者:百十五 平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会 ・事務:平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・情報提供者:市町村長 ・特定個人情報:地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ②提供先における用途	番号法別表2で定める事務及び同事務に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める各事務(別紙1参照)及び同事務に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める事務	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先3 ③提供する情報	番号法別表2で定める地方税関係情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令に定める地方税関係情報	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 別表2 法令上の根拠の列	(省略)	番号法一部改正法の施行に伴う項ずれを修正	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 別表2	(追記)	項番30～34追記	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 別表2 項番29 移転先の用途	町田市奨学資金支給条例による奨学金の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に係る就学支援費の支給に関する事務であって町田市教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)で定めるもの	事後	番号法等一部改正法の施行に伴う、法令上の根拠の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	担当課:総務部 市政情報課	担当課:総務部 法務課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	総務部市政情報課	総務部法務課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1「税務システム」 他のシステムとの接続 その他(課税支援システム)	他のシステムとの接続 その他(課税支援システム、申請管理システム)	事前	重要な変更該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う
令和7年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム5「給報OCRシステム」	削除	事前	重要な変更該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う
令和7年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	(追記)	システム5「個人住民税申告ポータル」の追記 ③他のシステムとの接続にその他「サービス検索・電子申請機能」を追記	事前	重要な変更該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う
令和7年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	(追記)	システム8「サービス検索・電子申請機能」の追記 ③他のシステムとの接続にその他「申請管理システム」を追記	事前	重要な変更該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う
令和7年9月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	(追記)	システム9「申請管理システム」の追記 ③他のシステムとの接続にその他「サービス検索・電子申請機能」を追記	事前	重要な変更該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う
令和7年9月1日	(別添1) 事務の内容 個人1	○申告データ入手～課税処理まで (eLTAX※提供分を除く) フロー図に給報OCR記載	○申告データ入手～課税処理まで (eLTAX※提供分を除く) フロー図の給報OCR削除	事前	重要な変更該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手方法	(追記)	その他に「サービス検索・電子申請機能」を追加	事前	重要な変更には該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う
令和7年9月1日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	○本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの(審査システム(eLTAX)による)入手 審査システム(eLTAX)では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領することとなる。	○本人又は本人の代理人、給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの(審査システム(eLTAX)又はサービス検索・電子申請機能による)入手 審査システム(eLTAX)では、個人番号が記載された申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータを地方税ポータルセンタ(eLTAX)又はサービス検索・電子申請機能を通じて受領することとなる。	事前	重要な変更には該当しない項目の変更だが、任意に事前の提出・公表を行う